

狛江市地域防災計画

(令和7年修正)

＜資料編＞

狛江市防災会議

資料編の見直し・修正について

本資料編に記載されている事項は、協定の締結等を適時適切に反映させるため、毎年度末に見直しを行い、所要の修正を実施する。

修正については粕江市の担当部署が行い、結果を各防災会議委員に通知するものとする。

【令和7年2月1日時点】

目 次

『協 定』	7
【国・自治体との協定】	8
1 東京都、区市町村 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	10
2 東京都市町村 震災時等の相互応援に関する協定	12
3 東京都市町村 震災時等の相互応援に関する協定の実施要領	14
4 調布市 調布市・狛江市消防相互応援協定	16
5 調布市 調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書	18
6 世田谷区 災害時における相互応援協定書	20
7 世田谷区 災害時における相互応援に関する実施細目	22
8 新潟県長岡市 川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定	24
9 静岡県三島市 災害時における相互応援に関する協定書	26
10 宮城県石巻市 狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書	30
11 山梨県上野原市、山梨県北都留郡小菅村 災害時における相互応援に関する協定書	32
12 熊本県宇土市 災害時における相互応援に関する協定書	34
13 北海道芦別市、茨城県高萩市、東京都羽村市、山梨県上野原市、長野県小諸市、長野県茅野市、岐阜県瑞穂市、静岡県菊川市、鹿児島県枕崎市 災害時における相互応援に関する協定書	38
14 東京都 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	43
15 東京都 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目	45
16 東京都 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	47
17 東京都 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	49
18 東京都 災害時における施設使用等に関する協定	49
19 狛江消防署 非常通信の運用に関する協定書	51
20 国土交通省関東地方整備局 災害時の情報交換に関する協定	58
【応急対策等関係】	60
21 狛江市管工事組合 災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書	62
22 東京都下水道局、多摩地域 29 市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	64
23 日本下水道管路管理業協会 災害時における復旧支援協力に関する協定	66
24 東京土建一般労働組合狛江支部 災害時における応急対策業務協力に関する協定書	68
25 狛江市造園組合 災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書	70
26 狛江市建設業協会 災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書	73
27 東京都自動車整備振興会調布多摩川支部 災害時における応急活動の協力に関する協	

定書.....	74
28 東京電力パワーグリッド 災害時における相互連携に関する基本協定.....	76
29 東京電力パワーグリッド 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する 覚書.....	76
30 東京都コンクリート圧送協同組合 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対 策業務に関する協定書.....	79
【医療・薬剤関係】.....	88
31 狛江市医師会 災害時の医療救護活動等に関する協定書.....	90
32 狛江市医師会 災害時の医療救護活動等実施細目.....	98
33 狛江市薬剤師会 災害時の救護活動についての協定書.....	101
34 狛江市薬剤師会 災害時の救護活動実施細目.....	103
35 狛江市歯科医師会 災害時の歯科医療救護活動についての協定書.....	105
36 狛江市歯科医師会 災害時の歯科医療救護活動実施細目.....	107
37 東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市 災害時における緊急医療救護所に関する 協定.....	109
38 アルフレッサ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書.....	111
39 スズケン 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書.....	113
40 メディセオ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書.....	115
41 酒井薬品 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書.....	115
42 東邦薬品 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書.....	117
【施設の提供（避難所・福祉避難所・災害時集合場所）】.....	119
43 東京都立狛江高等学校 都立狛江高等学校における避難所施設利用に関する協定書	122
44 東京都立狛江高等学校 都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書.....	125
45 清和学園子鹿幼稚園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する 協定.....	128
46 狛江こだま学園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定	131
47 秋元学園狛江みずほ幼稚園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等 に関する協定.....	134
48 狛江福祉会こまえ苑 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	137
49 正吉福祉会こまえ正吉苑 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	140
50 正吉福祉会こまえ正吉苑二番館 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	143
51 未来活性ミライハウス元和泉 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	146
52 心身会複合介護施設和楽 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	149
53 愛光女子学園 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	152
54 巣立ち会 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	154

55	狛江さつき会 災害時における福祉避難所に関する協定書.....	156
56	防衛省共済組合本省支部 防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定.....	156
57	アイリスプラザユニディカンパニー 災害時における施設の使用に関する協定書.	159
58	ニトリホールディングス、カゴメアクシス 災害時における施設の使用に関する協定書.....	159

【施設の提供（その他）】..... 161

59	東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市 災害時における井戸の使用に関する協力協定.....	163
60	泉龍寺、調布警察署 大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書...	165
61	かりはな製作所 災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関する協定書.	169
62	富の湯、お湯どころ野川、狛江湯 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書.....	166

【物資等の提供】..... 169

63	コメリ災害対策センター 災害時における物資供給に関する協定書.....	175
64	大和紙器 災害時における物資の供給に関する協力協定書.....	177
65	京王ストア 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書.....	179
66	小田急商事 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書.....	181
67	三和 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書.....	184
68	サンドラッグ 災害時における生活物資等の提供に関する協定書.....	187
69	ココカラファインヘルスケア 災害時における生活物資等の提供に関する協定書.	189
70	狛江市米穀商組合 災害時における米穀の供給に関する協力協定書.....	191
71	ピーシーエムシー 災害時における飲料水等の提供に関する協定書.....	194
72	東京オストミーセンター 災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定書.....	197
73	日本福祉用具供給協会 災害時における介護用品等の供給に関する協定書.....	199
74	大久保商事 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書.....	201
75	東京コスモ石油協同組合 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書.....	203
76	ニシヤマ 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書.....	206
77	日産プリンス西東京販売、日産自動車 災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書.....	209
78	三菱自動車工業、東日本三菱自動車販売 災害時における電動車両等の支援に関する協定書.....	213
79	トヨタモビリティ東京 災害時における給電車両貸与に関する協定書.....	216
80	調布狛江LPガス協同組合 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書.....	219
81	ニシヤマ 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書.....	222

82	野村燃料店 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書.....	225
83	ユニリビング 災害時における物資供給の協力に関する協定.....	227
84	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 災害時における畳の提供等に関する協定書.....	229
85	狛江市畳工業組合 災害時における畳の提供等に関する協定書.....	232
86	ロゴスコポーレーション、船山 災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書.....	235
87	ゼンリン 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	238
88	アクティオ 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書.....	241
89	N T T東日本 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書.....	243
90	社会福祉法人東京コロニー 防災用品のあっせんに関する協定書.....	243
【輸 送】.....		246
91	小田急バス 災害時における輸送等の協力に関する協定書.....	248
92	ベストワーク旅行事業部 災害時におけるバス利用に関する協定書.....	251
93	ファン、調布市 災害時等における車両の提供等に関する協定書.....	254
94	武州交通興業 災害時における輸送等の協力に関する協定書.....	257
95	イースタンモータース調布 災害時における輸送等の協力に関する協定書.....	260
96	グリーンキャブ 災害時における輸送等の協力に関する協定書.....	262
97	ティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ 災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書.....	265
98	アジュリプレイス合同会社アジュリケア 災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書.....	268
99	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部 災害時における緊急輸送業務に関する協定書.....	271
100	東京都トラック協会多摩支部 災害時における緊急輸送業務に関する協定.....	273
101	ジェイアール東日本物流狛江物流センター 災害時における協力に関する協定書.....	276
102	ジェイコム東京世田谷局 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定.....	280
103	佐川急便 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書.....	280
【情報の収集】.....		283
104	各新聞販売店、狛江消防署 災害時における情報収集活動に関する協定.....	286
105	クライシスマップーズ・ジャパン、調布市 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書.....	289
106	日本 UAV 利用促進協議会 災害時における無人航空機を活用した協力体制に関する覚書.....	292
107	トキ 災害時等における無人航空機を活用した協力体制に関する協定.....	292

【情報の発信】	294
108 バカン 避難所に係る情報の提供に関する協定書.....	296
109 ヤフー 災害に係る情報発信等に関する協定.....	298
110 ジェイコムイースト世田谷局 災害時における災害情報の放送等に関する協定書	298
111 ジェイコムイースト世田谷局 防災情報サービスに関する覚書.....	298
112 東京ガス 狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書.....	300
113 狛江ラジオ放送 災害時における情報の放送に関する協定書.....	302
114 東京電力パワーグリッド 狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書..	305
115 東電タウンプランニング 広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書....	307
 【その他】	 309
116 東京都獣医師会多摩東支部、狛江市獣医師会 災害時における動物救護活動に関する協定書.....	309
117 東京多摩葬祭業協同組合 災害時における協力に関する協定書.....	312
118 加藤商事 災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書.....	315
119 日本衛生興業 災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書.....	317
120 狛江市社会福祉協議会 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書....	319
121 狛江市社会福祉協議会 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準.....	322
122 東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書.....	323
123 東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部 災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書.....	325
124 東京都行政書士会調布支部 災害時における被災者支援に関する協定書.....	330
125 旭化工、つくば商会 災害時におけるクリーニング等の協力に関する協定書....	333
126 ハーティネス狛江 災害時における狛江市とハーティネス狛江との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書.....	335
 【風水害時限定の協定】	 339
127 東京都 水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書	339
128 調布市、三鷹市、府中市、株式会社東京スタジアム 緊急時避難場所施設利用に関する協定書.....	341
129 調布市、三鷹市、府中市、東京都 緊急時避難場所施設利用に関する協定書....	344
130 N T T 東日本、調布市 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書.....	348
 『参考資料』	 351
1 狛江市防災会議委員名簿.....	351
2 地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地.....	352

『協 定』

【国・自治体との協定】

1 東京都、区市町村 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

【協定No. 1】

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）協力の場所
- （5）その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(適用)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、都内26市 国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

2 東京都市町村 震災時等の相互応援に関する協定

【協定No. 2】

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	田辺栄吉
府中市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市長	細渕一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷局範
福生市長	石川彌八郎
狛江市長	石井三雄
東大和市長	尾又正則
清瀬市長	星野繁
東久留米市長	稲葉三千男
武蔵村山市長	志々田浩太郎
多摩市長	臼井千秋

稲 城 市 長	石 川 良 一
羽 村 市 長	井 上 篤 太 郎
あきる野市長	田 中 雅 夫
瑞 穂 町 長	関 谷 久
日 の 出 町 長	青 木 國 太 郎
奥 多 摩 町 長	大 館 誉
檜 原 村 長	鈴 木 陸 實

3 東京都市町村 震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

【協定No. 3】

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

4 調布市 調布市・狛江市消防相互応援協定

【協定No. 4】

調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく調布市(以下「甲」という。)

と狛江市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。
この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定(昭和33年12月24日締結)は、廃止する。
右協定する。

昭和45年4月18日

東京都調布市長

本 多 嘉 一 郎

東京都狛江町長

富 永 和 作

付 則（平成 8 年 4 月 24 日）

この協定は、平成 8 年 5 月 1 日から効力を生ずる。

平成 8 年 4 月 24 日

東京都調布市小島町 2-35-1

甲 東京都調布市

調布市長 吉 尾 勝 征

東京都狛江市和泉本町 1-1-5

乙 東京都狛江市

狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

5 調布市 調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書

【協定No. 5】

調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関すること。
- (2) 河川の水位に関すること。
- (3) 陸閘の開閉に関すること。
- (4) 宿河原及び上河原堰提水門に関すること。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- (6) 被害状況に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓

練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5
東京都狛江市
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

6 世田谷区 災害時における相互応援協定書

【協定No. 6】

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と 世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行

うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛 江 市 長 矢 野 裕

世 田 谷 区 長 熊 本 哲 之

7 世田谷区 災害時における相互応援に関する実施細目

【協定 No. 7】

災害時における相互応援に関する実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、狛江市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）が締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の相互利用)

第2条 協定第2条第1項第4号に規定する被災者を一時収容するための施設（以下「避難所等」という。）は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。

- (1) 狛江市立狛江第三小学校 狛江市猪方一丁目11番1号
- (2) 狛江市立狛江第五小学校 狛江市東野川一丁目35番13号
- (3) 狛江市立狛江第六小学校 狛江市駒井町一丁目21番1号
- (4) 狛江市立狛江第四中学校 狛江市東野川四丁目1番1号
- (5) 喜多見ふれあい広場 世田谷区喜多見九丁目25番
- (6) 世田谷区立喜多見中学校 世田谷区喜多見四丁目20番1号

2 前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

(住民交流)

第3条 甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。

(情報連絡体制の強化)

第4条 甲及び乙は、協定第2条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。

- (1) 狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換
- (2) 平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換
- (3) 定期的な通信訓練
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

(有効期間)

第5条 この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成 25 年 2 月 7 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長

高橋 都彦

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号
世田谷区長

保坂 展人

8 新潟県長岡市 川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

【協定No. 8】

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年 7 月30日

	新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26			
甲	新潟県北魚沼郡川口町			
	代表者	川口町長	青 柳	弘
	東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号			
乙	東京都狛江市			
	代表者	狛江市長	石 井	三 雄

9 静岡県三島市 災害時における相互応援に関する協定書

【協定 No. 9】

災害時における相互応援に関する協定書

東京都狹江市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 避難が必要な被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援の種類
- （3） 応援の具体的な内容及び必要量
- （4） 応援を希望する期間
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として応援要請した市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成24年12月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 静岡県三島市北田町4番47号

三島市長 豊 岡 武 士

10 宮城県石巻市 狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書

【協定 No. 10】

狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と宮城県石巻市（以下「乙」という。）とは、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した市の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 被災した市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資機材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した市が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員の輸送は、当該応急物資を供給する市が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする市は、応援を受ける市に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする市の職員等は、応援を受ける市の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援をする市から特別の申出がない限り、応援を受ける市の負担とし、その費用については甲乙で協議して決定する。

2 応援を受ける市が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける市から要請があった場合は、応援をする市が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする市が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、応援を受ける市への往復途中に生じたものについては応援をする市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

(甲) 東京都狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 宮城県石巻市長 亀 山 紘

11 山梨県上野原市、山梨県北都留郡小菅村 災害時における相互応援に関する協定書

【協定 No. 11】

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）、山梨県上野原市（以下「乙」という。）、山梨県北都留郡小菅村（以下「丙」という。）とは、甲乙丙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員等の輸送は、応援をする自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする自治体は、応援を受ける自治体に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援をする自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要請があった場合は、応援をする自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援をする自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙丙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月12日

(甲)	東京都狛江市長	高 橋 都 彦
(乙)	山梨県上野原市長	江 口 英 雄
(丙)	山梨県北都留郡小菅村長	船 木 直 美

12 熊本県宇土市 災害時における相互応援に関する協定書

【協定 No. 12】

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と、熊本県宇土市（以下「乙」という。）とは、甲乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、同法第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援の要求に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

(応援要求の手続)

第3条 応援を要求する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要求するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要求することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資、派遣職員等の輸送は、応援を行う自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が応援要求をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援を行う自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体を経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要求があった場合は、応援を行う自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援を行う自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援を行う自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援要求の手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月21日

(甲) 東京都狛江市長

(乙) 熊本県宇土市長

13 北海道芦別市、茨城県高萩市、東京都羽村市、山梨県上野原市、長野県小諸市、長野県茅野市、岐阜県瑞穂市、静岡県菊川市、鹿児島県枕崎市 災害時における相互応援に関する協定書

【協定 No. 13】

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、本協定締結自治体（以下「協定自治体」という。）の区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、被災した自治体の応援の要請に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援対策本部)

第3条 被災した自治体への支援が必要であると認めるときは、災害発生後速やかに協定自治体応援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、あらかじめ協定自治体相互で定める方法に従い、応援が可能である協定自治体（以下「応援自治体」という。）のうちの一自治体に設置するものとする。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置自治体の長とする。
- 4 本部長は、被災した自治体の要請に基づき、協定自治体に対して応援を要請するとともに、協定自治体相互の活動に必要な調整を行うものとする。
- 5 本部長は、応援自治体に対し、本部従事職員の派遣を要請すること、本部の活動に必要な資器（機）材の提供を求めること及びその他の応援を求めることができるものとする。

(応援自治体の体制)

第4条 応援自治体は、被災した自治体への応援が必要と認めるときは、災害発生後速やかに応援体制を整えるとともに、本部の要請に従って応援するよう努めるものとする。

- 2 本部及び応援自治体は、相互に情報連絡を密にするものとする。

3 応援自治体は、前各項のほか、本部の活動に必要な協力をするものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災した自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、本部に対して文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要請することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 第2条第4号に規定する職員等（以下「派遣職員」という。）の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 第2条第5号及び第6号に規定する応援に必要な事項
- (5) 応援の場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第6条 応急物資、派遣職員等の輸送は、原則として応援自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第7条 本部は、被災した自治体が応援要請をする時間的余裕がないと判断したときは、第5条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第8条 派遣職員は、被災した自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援自治体から特別の申出がない限り、被災した自治体の負担とし、その金額等詳細については協議して決定する。

2 被災した自治体を経費を支弁する時間的余裕がなく、被災した自治体から要請があった場合は、応援自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第10条 派遣職員に係る公務災害補償等については、原則として応援自治体が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災した自治体が、被災した自治体への往復途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 協定自治体は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を協定締結後速やかに指定し、協定自治体間で共有するものとする。

2 人事異動等による内容の変更が生じた場合は、速やかに協定自治体相互で定めた担当自治体に報告するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、協定自治体で協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、期間満了の 1 箇月前までに協定自治体が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに 1 年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 12 月 1 日

北海道 芦別市長 荻原 貢

茨城県 高萩市長 大部 勝規

東京都 狛江市長 松原 俊雄

東京都 羽村市長 橋本 弘山

山梨県上野原市長 村 上 信 行

長野県小諸市長 小 泉 俊 博

長野県茅野市長 今 井 敦

岐阜県瑞穂市長 森 和 之

静岡県菊川市長 長谷川 寛彦

鹿児島県枕崎市長 前 田 祝 成

14 東京都 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

【協定 No. 14】

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び狛江市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

(費用の補償)

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

(相互の連絡調整)

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年3月21日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 増子 敦

乙 狛江市

狛江市長 高橋 都彦

15 東京都 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

【協定 No. 15】

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第 10 条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第 1 条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急給水活動の実施）

第 2 条 乙は、覚書第 3 条及び第 7 条の規定により、指定給水拠点において初動応急給水活動（覚書第 4 条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配付する手順書に従って、初動応急給水活動を実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第 5 条第 1 項の規定により訓練を実施する場合に準用する。

（応急給水訓練）

第 3 条 乙は、覚書第 3 条及び第 7 条の規定により指定給水拠点において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の解錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第 5 条第 1 項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第 4 条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第 4 条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第 5 条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保管するものとする。

平成 25 年 3 月 21 日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 増子 敦

乙 狛江市

狛江市長 高橋 都彦

16 東京都 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

【協定 No. 16】

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（２個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（４本）、コーンウエイト（４個）、コーンバー（４本）、残留塩素検査キット、バケツ（２個）及びホーローカップ

（２）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズルー体型）

イ ホース（２０m×３本）

- ２ 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第４条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

- ２ 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

- ３ 甲は、第１項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

- ４ 乙は、第２項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第５条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

- （１）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施錠可能な場所）が確保されていること。

- （２）資器材の保管場所ごとに年に１回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第６条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

- ２ 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

- ３ 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第７条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

- 2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。
- 3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

- 第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(市(町)職員への訓練等)

- 第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

- 第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。
 - 3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

- 第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

- 第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。
- 2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月19日

甲 東京都

水道局長

吉田 永

乙 狛江市

狛江市長

高橋 都彦

17 東京都 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

【協定 No. 17】

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所
- （2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法
- （3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

- 2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。
- 3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。
- 4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲か

ら乙へ無償で引き渡す。

- 3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。
- 4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。
- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

- 第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。
- 2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
 - 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。
 - 4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

- 第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。
- 2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。
 - 3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

- 第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。
- 2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

- 第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具

等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急給水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。

3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第18条 この覚書に定める事項を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲

東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 醍醐 勇司

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙

狛江市

狛江市長 高橋 都彦

18 東京都 災害時における施設使用等に関する協定

【協定 No. 18】

災害時における施設使用等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩川緑地公園グラウンド 所在地 狛江市猪方四丁目地内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

(防災訓練の実施)

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 高橋 都彦

19 狛江消防署 非常通信の運用に関する協定書

【協定 No. 19】

非常通信の運用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）は、災害時における電波法第52条第4号に規定する非常通信に基づく非常無線通信を利用した通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が非常通信を行う際の乙に対する協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（身分の確認）

第5条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用の負担）

第6条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第7条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては警防課長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（連絡先の交換）

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第12条 平成20年4月1日付けで締結した非常通信の運用に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号
東京消防庁

狛江消防署長 藤原 孝幸

20 国土交通省関東地方整備局 災害時の情報交換に関する協定

【協定 No. 20】

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、狛江市長 高橋都彦（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、狛江市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 狛江市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 狛江市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年8月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

【応急対策等関係】

21 狛江市管工事組合 災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

【協定No. 21】

災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江市命に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補

償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

22 東京都下水道局、多摩地域 29 市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

【協定 No. 22】

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙 1」という。）、立川市（以下「乙 2」という。）、武蔵野市（以下「乙 3」という。）、三鷹市（以下「乙 4」という。）、青梅市（以下「乙 5」という。）、昭島市（以下「乙 6」という。）、調布市（以下「乙 7」という。）、町田市（以下「乙 8」という。）、小金井市（以下「乙 9」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）（以下「乙 1」から「乙 29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第 2 条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第 3 条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第 4 条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙29までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報はこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書32通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月 31日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都公営企業管理者 下水道局長	石原 清次
乙 1	東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市長	石森 孝志
乙 2	東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市長	清水 庄平
乙 3	東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号 武蔵野市長	邑上 守正
乙 4	東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市長	清原 慶子
乙 5	東京都青梅市東青梅一丁目 11 番 1 号 青梅市長	浜中 啓一
乙 6	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	臼井 伸介
乙 7	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友 貴樹
乙 8	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪 丈一
乙 9	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市長	西岡 真一郎

乙 10	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地 小平市長	小林 正則
乙 11	東京都日野市神明一丁目 12 番 1 号 日野市長	大坪 冬彦
乙 12	東京都東村山市本町一丁目 2 番 3 号 東村山市長	渡部 尚
乙 13	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番 1 号 国分寺市長	井澤 邦夫
乙 14	東京都国立市富士見台二丁目 47 番 1 号 国立市長	永見 理夫
乙 15	東京都福生市本町 5 番地 福生市長	加藤 育男
乙 16	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 狛江市長	高橋 都彦
乙 17	東京都東大和市中央三丁目 930 番地 東大和市長	尾崎 保夫
乙 18	東京都清瀬市中里五丁目 842 番地 清瀬市長	渋谷 金太郎
乙 19	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号 東久留米市長	並木 克巳

- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号
多摩市長 阿部 裕行
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 石塚 幸右衛門
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6
奥多摩町長 河村 文夫

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行

丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

23 日本下水道管路管理業協会 災害時における復旧支援協力に関する協定

【協定 No. 23】

災害時における復旧支援協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づく協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- （１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- （２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は狛江市環境部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部東京都部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第 3 条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲及び乙が合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合は、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健司

24 東京土建一般労働組合狛江支部 災害時における応急対策業務協力に関する協定書

【協定 No. 24】

災害時における応急対策業務協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合狛江支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により狛江市内で大規模な災害が発生した場合に、狛江市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（業務）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる業務について、協力要請することができるものとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務提供及びそれに要する資機材の提供に関すること。
- (2) 避難施設及び市施設の応急危険度判定及び応急修繕に関すること。
- (3) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請手続等）

第4条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 甲の協力要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

3 甲は、乙に対して協力を要請するいとまがないと認めるときは、直接、乙内の災害時等応急活動団体（まちの救助隊「チームNAMA Z U」）に登録された会員に要請することができる。

（資機材等提供リストの提出）

第5条 乙は、甲からの協力要請に備え、資機材等提供リスト（以下「リスト」という。）を作成し、定期的に甲へ提出するものとする。

2 リストには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害応急活動に従事する人員及び連絡先
- (2) 災害時における調達可能な資機材
- (3) その他必要な事項

(費用負担及び労務賃金の額)

第6条 甲は、第4条の規定により乙が資機材等の提供に要した費用を負担するものとする。この場合において、労務賃金の額は、東京都工事設計労務単価等により算出し、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第47号）に準ずる額を加算し、甲と乙が協議のうえ決定した額を支払う。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条の規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第8条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、狛江市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成25年9月18日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年9月18日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市猪方三丁目25番37号
東京土建一般労働組合狛江支部

執行委員長 菅 原 節 雄

25 狛江市造園組合 災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

【協定 No. 25】

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江造園組合（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- （1）狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- （3）その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の組合員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第5条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の組合員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第6条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第8条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第9条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成20年1月29日付けで締結した災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東野川四丁目19番6号
狛江造園組合
組合長 高木 生一

26 狛江市建設業協会 災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

【協定No. 26】

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

昭和 57 年 12 月 1 日締結
改正 平成 27 年 3 月 1 日

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第 3 条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- （1）狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- （3）倒壊建物等の解体及び撤去に関すること。
- （4）その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第 4 条 甲は、乙に対し第 2 条第 1 項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第 5 条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の会員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第 6 条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第 8 条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第 9 条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長

吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長

渡辺 一郎

付 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東和泉一丁目25番22-105号
狛江市建設業協会

会 長 金沢 俊夫

27 東京都自動車整備振興会調布多摩川支部 災害時における応急活動の協力に関する協定書

【協定 No. 27】

災害時における応急活動の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部（以下「乙」という。）は、狛江市内に地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する搬送車両（運転者を含む。）の供給及び物資の搬送の応急活動並びに応急措置として障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペースの提供（以下「応急活動等」という。）を実施する際の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第 1 条 甲は、大規模災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し応急活動等に関する協力を依頼するものとし、乙は、当該依頼を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

（協力依頼の手続）

第 2 条 甲は、狛江市の区域内に大規模災害が発生した場合において、十分な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、乙に対して、応急活動等に関する協力を依頼することができる。

2 甲は、前項に規定する依頼をしようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした災害時応急活動等協力依頼書（様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、次に掲げる事項を口頭で伝えることをもって、これに代えることができることとし、当該応急活動等が終了した後、速やかに災害時応急活動等協力依頼書を乙に提出するものとする。

（１） 応急活動等の場所

（２） 応急活動等の内容

（３） 撤去物等が発生した場合の搬送先

（４） 物資の搬送を行うときは、供給を要する搬送車両の台数及び運転者の人数並びにその搬送先

（５） 前各号に掲げるもののほか、応急活動等に関し必要な事項

（応急活動の実施）

第 3 条 乙は、前条第 1 項に規定する依頼により応急活動の場所に出動したときは、甲の指示に従い応急活動等をするものとする。ただし、その指示を受け難い特別の理由があるときは、乙が自ら同条第 2 項各号に掲げる事項に基づいて応急活動等を実施するものとする。

2 乙は、応急活動等が終了したときは、速やかにその活動状況を災害時応急活動等協力状況報告書（様式第 2 号）に取りまとめ、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する依頼により要した費用は、甲の予算の範囲内で、法令で定める手続に則って甲が負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条に規定する費用の額が確定したときは、所定の書面に経費明細書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第6条 甲は、乙の業務に従事する者が、第2条第1項の依頼に基づき応急活動等に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用してこれを補償しなければならない。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(守秘義務)

第9条 乙は、応急活動等を行うに当たって知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長

乙 東京都調布市八雲台一丁目3番5号
一般社団法人 東京都自動車整備振興会
調布多摩川支部
代表者 支部長

28 東京電力パワーグリッド 災害時における相互連携に関する基本協定

【協定 No. 28】

災害時における相互連携に関する基本協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3） 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断、道路復旧の情報を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市
市長

松原 俊雄

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社支社長

鳥越 千尋

29 東京電力パワーグリッド 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

【協定 No. 29】

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、令和2年12月1日付で締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」第5条の規定に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

- 第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。
- 2 相互協用に当たっては、各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

- 第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条の規定により指定された沿道区域を含むものとする。
- 2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

- 第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備又は樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

- 第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。
- （1） 要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
 - （2） 場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
 - （3） 作業内容
 - （4） 作業希望日時
 - （5） 要請者連絡先
 - （6） その他必要な事項
- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に規定する手続を行う。

(道路区域における作業の実施)

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項に規定する作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 乙は、停電復旧を早期に実施するに当たってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上実施するものとする。

(費用負担等)

第7条 前2条の規定により実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

2 甲及び乙は、前項に規定する費用の請求があったときは、その内容を精査し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第9条 関係機関への周知並びに第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月24日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社長 上田 晋也

30 東京都コンクリート圧送協同組合 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定書

【協定 No. 30】

災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、狛江市内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)におけるコンクリート圧送車及び運転士(以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内に災害が発生した場合の対応に関し、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(コンクリート圧送車等の報告)

第3条 乙は、乙の組合員(以下「組合員」という。)が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、コンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

(応急対策業務に関する要請)

第4条 甲は、市内の災害に関わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 業務内容
- (4) 要請する協力期間
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (6) その他必要な事項

(コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、コンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わないものとする。

(業務の指示)

第6条 業務の指示は、甲が現場責任者を通じて行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第7条 乙又は組合員は、業務が終了したときは、作業開始時間、作業終了時刻等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、前条に規定する経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(被害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はコンクリート圧送車等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年12月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原俊雄

乙 東京都墨田区両国二丁目21番地5
両国ダイカンプラザ503
東京都コンクリート圧送協同組合
理事長 末 藤 雅 宏

【医療・薬剤関係】

31 狛江市医師会 災害時の医療救護活動等に関する協定書

【協定No. 31】

災害時の医療救護活動等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人狛江市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターの設置）

第2条 甲は、狛江市災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）を設置し、乙はその設置に協力するものとする。

2 医療コーディネーターは、市内の医療救護活動等を統括調整するために、甲に対して医学的な助言を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、医療救護班を編成し、甲が指定する医療救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、緊急に対応することが必要と認められるときは、自主的な判断で医療救護班を編成し、派遣できる。この場合、乙は速やかに甲へ報告するものとする。

3 前項に定める医療救護班は、医師及び医師が指定する者をもって構成する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- （4）助産救護
- （5）死亡の確認
- （6）前各号に定めるもののほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

（指示及び連絡調整）

第5条 医療救護班の医療救護活動等に関する連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、自ら医療救護所等へ向かうことができる。

(医療品等の備蓄、輸送等)

第7条 医療救護班は、原則として、甲が用意する医薬品等を使用するものとする。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、所有する医薬品等を携行し、使用することができる。

2 医療救護所等における医療救護班の給食、給水及び照明等は甲が行う。

3 医薬品等の輸送は、原則として甲又は協力者が行う。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。ただし、災害拠点病院等における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、医療救護活動等に関する訓練を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(費用弁償等)

第10条 本協定に基づき、医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う費用等

ア 医療救護活動の費用

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師及び医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前号に係る費用

(3) 医療コーディネーターの活動に係る費用

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(旧協定書の廃止)

第13条 平成19年8月29日付けで締結した災害時の医療救護活動についての協定書は、この協

定書の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成26年12月25日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

東京都狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番 1 号

公益社団法人 狛江市医師会

狛江市医師会長 石戸谷 尚子

32 狛江市医師会 災害時の医療救護活動等実施細目

【協定No. 32】

災害時の医療救護活動等実施細目

平成26年12月25日付けをもって締結した災害時の医療救護活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護所等の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、災害拠点病院の近接地等に緊急医療救護所を設置する他、次の場所に必要に応じ医療救護所を設置するものとする。

- （1）避難所
- （2）福祉避難所
- （3）災害現場
- （4）医療機関
- （5）その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第10条及び前条の定めにより甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動等終了後、速やかに乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

- （1）医療救護班派遣に係る費用等は、「費用等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- （2）医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、前号による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- （3）医師、看護要員及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- （4）甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用等については、第1号から前号までの定めを準用する。
- （5）災害拠点病院等及び医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、第1号による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- （6）その他医療救護活動等のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

(費用等の支払)

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めたときは、東京都と社団法人東京都医師会及び歯科医師会との間で締結している「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（昭和51年8月17日）」の規定を準用し算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成26年12月25日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
東京都狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
公益社団法人 狛江市医師会
狛江市医師会長 石戸谷 尚子

様式 1

費 用 等 請 求 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける（災害・訓練）時医療救護活動に係る費用等を下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班 費用					延 班 詳細は別紙の とおり
小計					〃
薬品衛生材料 実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会
会長

印

狛 江 市 長 様

様式 1-1

医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿

氏名	職種	救護活動場所	活動期間	第 班 救護実績				
				死亡	重症	中等症	軽症	計
			年 月 日					
			午前・午後 時					
			分					
			から					
			年 月 日					
			午前・午後 時					
			分					
			まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。

様式 1-2

医療救護班診療記録

第 班

番号	傷病者氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度			処置 概要	備考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。

様式 2

薬品・衛生材料使用報告書

第 班

医療機関 責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日まで

における（災害・訓練）時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会
会長 印

狛 江 市 長 様

様式 3-1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話	
職 種	医師・看護要員・その他の 者	第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名		程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院	(月 日)	診療 (入院) 医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃	受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の状況					

様式4

物 件 損 傷 等 報 告 書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

33 狛江市薬剤師会 災害時の救護活動についての協定書

【協定No. 33】

災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

34 狛江市薬剤師会 災害時の救護活動実施細目

【協定No. 34】

災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めたときは、その他の補助を置くことができる。

(医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めたときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

(費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)か

ら（３）の定めを準用する。

- （５） 本細目第３条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前（１）による様式１に「物件損傷等報告書」（様式４）を添えて請求するものとする。
- （６） その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第11条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成９年５月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番１号

あいとぴあセンター２F狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会 長 嶋 田 勝 一

様式1

費 用 弁 償 等 請 求 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時
訓練
救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙のと おり
	小計				
医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 等 実 費 弁 償					同 上
施 設 ・ 設 備 等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 1 - 1

薬 剤 師 班 活 動 報 告 及 び 班 員 名 簿

薬剤師会 支 部 名	所属支部等 責任者名	氏 名	職 種	救護活動 期 間	救護活動場所	救護活動内容
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
計						

様式2

医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 使 用 報 告 書

薬剤師会 支 部 名	所 属 支 部 等 責 任 者 名	品 名	使 用 量		薬価基準の購入価格		備 考
			単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 3 - 1

事 故 傷 病 者 概 要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種		所 属 機 関・団 体 名					
傷病名				程度	重傷・中等症・軽度	転帰	
外来 ・ 入院 （ 月 日）		診 療（入院）医 療 機 関 名					
受 傷（発 病）日 時		年 月 日 午前 午後 時 分					
受 傷（発 病）場 所							
受 傷（発 病）の 状 況							

様式 4

物 件 損 傷 報 告 書

施 設 名 及び所在地	物 件 名	損傷の 種 類	損傷の 程 度	数量	単価	金額	備 考
計							

- 注 1. 施設ごとに記入してください。
 2. 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。
 3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
 4. 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。
 5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

35 狛江市歯科医師会 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

【協定No. 35】

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----|
| (1) 歯 科 医 師 | } | 若干名 |
| (2) 歯 科 衛 生 士 | | |
| (3) その他の補助事務 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター内

乙 狛江市歯科医師会

代表者 会 長 大 中 由 吉

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- （1） 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- （2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- （3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- （4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。
- （5） 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- （6） その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会 長 大 中 由 吉

37 東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市 災害時における緊急医療救護所に関する協定

【協定 No. 37】

災害時における緊急医療救護所に関する協定

狛江市（以下「甲」という）、調布市（以下「乙」という）、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、丙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、丙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定における緊急医療救護所とは、災害時等において丙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

名称 東京慈恵会医科大学附属第三病院、慈恵第三看護専門学校、
医学部医学科、医学部看護学科

（協力要請）

第4条 災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲及び乙は、丙に対し協力を要請する。ただし、丙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合、丙は速やかに甲乙へ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する協力要請の目的を達するため、甲乙丙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲乙丙は、あらかじめ協力内容について互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、互いに報告するものとする。

(災害発生時の対応)

第7条 丙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲乙に対して施設等を提供するものとする。

2 丙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲乙と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

(訓練等)

第8条 丙が、緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙丙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1

調布市長 長 友 貴 樹

丙 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

東京慈恵会医科大学附属第三病院 院長
谷 口 郁 夫

38 アルフレッサ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

【協定 No. 38】

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、アルフレッサ株式会社 調布支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

- 甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 東京都府中市西原町一丁目 5 番地の 1
アルフレッサ株式会社 調布支店
支店長 金子 浩勝

39 スズケン 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

【協定No. 39】

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社スズケン 府中支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市四谷六丁目13番地の10
株式会社スズケン 府中支店

支店長 本城 弘一

40 メディセオ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

【協定 No. 40】

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社メディセオを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

- 甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 東京都中央区二丁目 7 番 1 5 号
株式会社メディセオ
専務取締役東京支社長 嶋路 博昭

41 酒井薬品 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

【協定 No. 41】

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、酒井薬品株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

- 甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 三鷹市野崎1丁目11番22号
酒井薬品株式会社
三鷹営業所 所長 柏崎 芳雄

42 東邦薬品 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

【協定 No. 42】

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市美好町一丁目 38 番 4 号
東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所
立川・府中営業所長 坂本 哲二

【施設の提供（避難所・福祉避難所・災害時集合場所）】

43 東京都立狛江高等学校 都立狛江高等学校における避難所施設利用に関する協定書

【協定No. 43】

都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狛江市長を「甲」とし、東京都立狛江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の周知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校 長 新 井 邦 男

44 東京都立狛江高等学校 都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書

【協定No. 44】

都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都立狛江高等学校（以下「乙」という。）との間において、乙の広域避難場所指定に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が震災時に乙の校庭（以下「校庭」という。）を広域避難場所として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を広域避難場所として使用する必要が生じた場合、校庭を広域避難場所として使用することができる。

（通知）

第3条 甲は、前条に基づき校庭を広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず校庭を広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に必要な指示を行う。

4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 校庭を広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。

（早期使用終了への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、校庭の広域避難場所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、校庭の広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号
乙 東京都立狛江高等学校
代表者 校長 木嶋 智恵

45 清和学園子鹿幼稚園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

【協定 No. 45】

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 清和学園 子鹿幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

（福祉避難所）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請す

るものとする。

- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

- 2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

- 2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。
- 3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

- 2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

- 2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合同条第

19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからでも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年1月27日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市東野川3丁目17番1号
狛江ハイタウン1号棟112
学校法人 清和学園 子鹿幼稚園
園長 豊島 秀臣

46 狛江こだま学園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

【協定 No. 46】

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 狛江こだま学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

（福祉避難所）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請す

るものとする。

- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

- 第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあつては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。
- 2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

- 第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。
- 2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

- 第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。
 - 3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

- 第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。
- 2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

- 第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。
- 2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

- 第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第

19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからでも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年1月27日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市中和泉三丁目14番8号
学校法人 狛江こだま学園
理事長 毛塚 敬進

47 秋元学園狛江みずほ幼稚園 災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

【協定 No. 47】

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ 体育館（トイレを含む。）

（2）福祉避難所

ア 1階保育室

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

（福祉避難所）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号に規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠するものとする。

2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。

3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合同条第

19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからでも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年1月27日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市岩戸南四丁目14番1号
学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園
園長 秋元 幸生

48 狛江福祉会こまえ苑 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 48】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めたうえで、予め福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行ない、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

（物資の調達等）

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努

めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

4 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに、甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸南四丁目 17 番 17 号

社会福祉法人狛江福祉会

理事長 須田 眞立

49 正吉福祉会こまえ正吉苑 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 49】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川二丁目 27 番 23 号

社会福祉法人正吉福祉会
こまえ正吉苑

施設長 毛尾 ゆかり

50 正吉福祉会こまえ正吉苑二番館 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 50】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑 二番館（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川四丁目8番8号

社会福祉法人正吉福祉会
こまえ正吉苑 二番館

施設長 松本 晋弥

51 未来活性ミライハウス元和泉 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 51】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と合同会社未来活性（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な知的障がい者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう

努めなければならない。

(災害補償)

第 14 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 7 月 8 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市元和泉二丁目 16 番 11 号

合同会社未来活性

ミライハウス元和泉

代表 前田 崇利

52 心身会複合介護施設和楽 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 52】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と医療法人社団心身会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう

努めなければならない。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 9月 20日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川四丁目6番9号

医療法人社団心身会
複合介護施設和楽

理事長 長島 晴子

53 愛光女子学園 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 53】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と愛光女子学園(以下「乙」という。)は、狛江市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において災害が発生又は発生のおそれのある場合において、甲が福祉避難所として、乙の管理する施設の一部を使用することに乙が積極的に協力し、高齢者等の福祉的なケアが必要な者(以下「要配慮者」という。)の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設を甲が福祉避難所として使用する必要が生じた場合、乙は、甲の申請により、その目的の範囲内において、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) むらさき寮
- (2) 職員用駐車場
- (3) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に前項に掲げる施設(以下「福祉避難所等」という。)の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書(別紙様式1)を提出する。ただし、甲は、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者に対する福祉避難所の提供
- (2) 前号に付随する車両駐車場の提供
- (3) その他、災害対策上必要と認められる協力

(申請に基づく措置等)

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、福祉避難所等の使用を必要と認めるときは、国有財産使用許可書(別紙様式2)を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、福祉避難所等の使用料を無償とする。

- 3 乙は、福祉避難所等の使用を許可した後、福祉避難所等を使用するために必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 福祉避難所等への避難者の誘導及び対応は、甲が責を負うものとし、乙は必要に応じた協力を行う。

(許可の取消し又は変更等)

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に使用するため福祉避難所等の提供ができなくなったとき。
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

(使用時の注意事項)

第6条 甲は、第4条第1項の規定により許可された施設を使用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を行うものとする。

(乙への届出)

第7条 甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。この場合において、甲の使用が長期に渡り、乙の通常業務に著しい支障が生じたときは、乙の申入れにより、その使用を解除しなければならない。

- 2 甲は、福祉避難所等の使用を終了するときは、使用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費(施設使用料は、第4条第2項の規定により発生しない。)については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了後の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙は署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 2月 19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛 江 市 長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川三丁目14番26号

愛光女子学園長 桑田 裕

54 巢立ち会 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 54】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人巢立ち会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な障がい者等とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所へ対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう

努めなければならない。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 7月 14日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都三鷹市野崎二丁目6番42号

社会福祉法人巣立ち会

理事長 田尾 有樹子

55 狛江さつき会 災害時における福祉避難所に関する協定書

【協定 No. 55】

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人NPO狛江さつき会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な障がい者等とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう

努めなければならない。

(災害補償)

第 14 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 14 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市東和泉四丁目 1 番 19 号 204 号室

特定非営利活動法人 N P O 狛江さつき会

理事長 高橋 正隆

56 防衛省共済組合本省支部 防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定

【協定No. 56】

防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と防衛省共済組合本省支部（以下「乙」という。）は、狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有し管理する防衛省共済組合狛江スポーツセンターのグラウンド（以下「グラウンド」という。）を、甲が震災時に狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所（以下「広域避難場所」という。）として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、震災発生時及びまさに震災が発生しようとするときに、グラウンドを広域避難場所として使用することができる。

（通知）

第3条 甲は、前条に基づきグラウンドを広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらずグラウンドを広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 広域避難場所の管理運営について、あらかじめ覚書に定めるほか、乙は甲に必要な指示を行う。

4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 グラウンドを広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。

（早期使用終了への努力）

第7条 甲は、乙が防衛省共済組合の福利厚生施設としての本来の活動を早期に再開できるよ

うに配慮するとともに、グランドの広域避難場所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、グランドの広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(震災以外の使用)

第9条 震災以外の大災害が発生した場合において必要が生じたときには、甲はグランドを広域避難場所としての使用に準じて使用することができる。

(協定期間及び自動更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第11条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成23年11月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

狛江市長 矢野 裕

東京都新宿区市谷本村町5番1

乙 防衛省共済組合本省支部

支部長 堀 秀 男

57 アイリスプラザユニディカンパニー 災害時における施設の使用に関する協定書

【協定No. 57】

災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニーを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ユニディ狛江店	構 造 等	鉄骨造
所 在 地	狛江市和泉本町四丁目6番3号	竣工年月	平成12年11月
所 有 者	三井住友信託銀行株式会社		
管 理 者	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー		

（使用範囲）

第4条 本施設のうち避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

（使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときは本施設周辺の浸水が収束するまでとし、地震が発生したときは発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。ただし、これにより難しいときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに關して要した費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

のとする。

(損害補償)

第9条 本協定に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに關して、本施設及び乙が管理する資産が損傷する等、乙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者(乙の協力者を含む。)が本協定に基づく施設の使用に關連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用してこれを補償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙は一切責任を負わないものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、2者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛 江 市
市長 松原 俊雄

乙 千葉県松戸市牧の原2番地の38
株式会社アイリスプラザ
ユニディカンパニー社長 野城 慎二

58 ニトリホールディングス、カゴメアクシス 災害時における施設の使用に関する協定書

【協定 No. 58】

災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社ニトリホールディングスを「乙」、カゴメアクシス株式会社を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、丙が所有し、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という。）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ニトリ狛江ショッピングセンター	構 造 等	鉄筋コンクリート造
所 在 地	狛江市岩戸南二丁目4番3号	竣工年月	2016年12月
所 有 者	カゴメアクシス株式会社		
管 理 者	株式会社ニトリホールディングス		

（使用範囲）

第4条 本施設の内避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

（使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときには、本施設周辺の浸水が収束するまで、地震が発生したときは、発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本施設の使用期間内であっても、本施設の営業に支障が生じる場合には、乙の判断で本施設の使用を制限又は終了させることができる。

（使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙又は丙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに関して要した費用は、甲乙丙協議の上、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙又は丙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙又は丙からの請求があった場合には、乙又は丙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 本協定及び甲の要請等に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに關して、本施設又は乙が管理する資産が損傷する等、乙又は丙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者（乙の協力者を含む。）が本協定に基づく施設の使用に關連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、その損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に關連して知り得た相手方の情報（以下「機密情報」という。）を、第三者（乙のグループ会社は除く。）に開示又は漏洩し、若しくは本契約履行の目的以外に利用してはならないものとする。ただし、個人情報を除き、以下各号の一に該当する情報は機密情報には含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、既に一般公開又は公知となっているもの
- (2) 相手方から開示を受けた後、自己の責によらずして公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受けたとき、既に自ら所有していた情報で、それを証明できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 相手方からの秘密情報に依拠することなく、独自に開発したもの
- (6) 裁判所の命令その他法令の規定に基づき開示が義務づけられたもの

2 前項の規定は、本契約終了後も5年間、引き続き有効に存続する。

(狛江市情報公開条例に基づく情報公開)

第12条 前条にかかわらず、本協定書に關わる事実及び内容に対して狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）に基づく情報公開請求があった場合は、地方公共団体である甲の立場を踏まえ、法令に基づく市民への説明責任を果たすために必要最小限の範囲で、狛江市情報公開条例に基づき公開の要否を判断するものとする。

(所有者の変更)

第13条 本協定締結後、本施設の所有者が変更になった場合には、丙は、新所有者に対し、本協定上の地位を引き継ぐものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3箇月前までに甲乙丙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙丙間の賃貸借契約が終了したときは、本協定は自動的に終了するものとする。

(準拠法、合意管轄)

第 16 条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、3 者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
甲 狛 江 市
市長 松原 俊雄

東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号
乙 株式会社ニトリホールディングス
代表取締役社長 白井 俊之

愛知県名古屋市中区錦三丁目 14 番 15 号
丙 カゴメアクシス株式会社
代表取締役社長 竹内 秋徳

【施設の提供（その他）】

59 東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市 災害時における井戸の使用に関する協力協定

【協定 No. 59】

災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内及び調布市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における丙所有の井戸の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲又は乙は丙に対して、水の供給に関して協力を要請することができる。

2 丙は、甲又は乙から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、医療活動に支障のない範囲で、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（井戸水の供給）

第4条 井戸水の供給場所は、丙が指定し、甲及び乙は、当該場所に職員を派遣し、給水内容を確認のうえ、丙から引渡しを受けるものとする。なお、丙は可能な範囲で、給水作業等に協力するものとする。

（資器材等の備蓄）

第5条 甲及び乙は、災害時に給水活動を行うために必要な資器材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により丙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める内容を実施及び維持管理するために係る費用は、全て甲及び乙が負担するものとし、金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（用地の提供）

第6条 丙は、前条の規定により、甲及び乙が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第7条 自家発電用の燃料について、丙の備蓄分を使いきった時点で、甲又は乙が補充するものとし、補充のために係る金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（訓練等）

第8条 丙が、応急給水訓練等を実施する場合は、甲及び乙は積極的に協力するよう努めなけれ

ばならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にあつては、防災所管課長の職にあたる者を、丙にあつては、管理課長の職にあたる者を連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第10条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲乙丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成18年8月31日付けで締結した災害時における井戸の使用に関する協力協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年2月21日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

調布市小島町二丁目35番地1

乙 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

狛江市和泉本町四丁目11番1号

丙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

院 長 谷 口 郁 夫

60 泉龍寺、調布警察署 大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書

【協定 No. 60】

大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書

宗教法人泉龍寺を「甲」、警視庁調布警察署を「乙」、狛江市を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合において一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族控場所として甲が所有する施設を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の内容)

第2条 乙又は丙は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合には、甲に対し一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族待機場所として無料提供を要請できるものとし、甲は、施設運営に支障のない範囲において乙又は丙の要請があった場合には、速やかに使用許可条件等を判断し、甲の許可する施設、駐車場等の一部又は全部を乙及び丙に使用させるものとする。

(要請方法)

第3条 乙又は丙の甲に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行う。

- (1) 施設及び駐車場等の使用期間、使用場所、使用目的及び使用計画
- (2) その他必要な事項

(使用中の管理)

第4条 甲が使用許可した施設、駐車場等の管理は、乙又は丙の責任において行い、乙又は丙は、甲の指示に可能な限り従うものとする。

(費用等の負担)

第5条 施設及び駐車場等の管理運営に関わる費用等について、甲は、乙及び丙に対して原則として一切の請求を放棄する。ただし、光熱費等の施設に関わる諸費用については、乙と丙及び関係する機関の協議によるものとする。

(使用期限)

第6条 使用期限は、第3条の規定により要請をした日から7日以内とし、その期間を延長する必要がある場合は協議の上、決定するものとする。

(使用解除と返還)

第7条 乙又は丙は、施設、駐車場等の使用解除を行う場合には、甲の確認及び点検を受けた後

に返還するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3箇月前までに甲乙丙のいずれかからも何らの申し立てがない場合は、更に1年間の期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 本協定書の解釈等に疑義が生じた場合は、甲乙丙は協議し、誠意をもって解決に当たるものとする。

甲乙丙はこの協定の証にするため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 宗教法人 泉龍寺
代表役員 菅 原 淳 一

乙 警視庁調布警察署長
警視 大 澤 真 一

丙 狛江市
市長 松 原 俊 雄

61 かりはな製作所 災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関する協定書

【協定 No. 61】

災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と株式会社かりはな製作所(以下「乙」という。)とは、災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、狛江市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙の所有する施設の一部を支援物資等の輸送拠点として使用すること及び乙が支援物資等の輸送に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用する施設)

第2条 輸送拠点として使用できる施設は、乙が所有する以下の施設とする。ただし、使用する範囲は、乙の指示に従うものとする。

- (1) 本社 東京都狛江市中和泉三丁目28番1号
- (2) 府中営業所 東京都府中市是政四丁目23番

(協力の要請)

- 第3条 甲は、輸送拠点として施設を使用する必要が生じた場合、又は支援物資等の輸送の必要が生じた場合は、乙に対し文書により協力を要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(輸送拠点の管理等)

第4条 輸送拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 輸送拠点の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 支援物資の輸送拠点間の輸送等の必要がある場合には、乙は、乙の保有する車両での輸送に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費負担の範囲、方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用期間)

第6条 輸送拠点としての使用期間は、使用開始の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上使用期間を延長することができるものとする。

(使用の終了)

第7条 甲は、輸送拠点としての使用を終了するときは、乙に文書で通知するとともに、使用した施設その他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償するものとする。

(補償)

第9条 甲は、本協定に基づき甲が要請した協力業務に従事した乙の従業員が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 2 月 6 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長

乙 東京都狛江市中和泉三丁目28番1号

株式会社かりはな製作所

代表取締役 社長

62 富の湯、お湯どころ野川、狛江湯 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

【協定 No. 62】

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、富の湯（以下「乙」という。）、お湯どころ野川（以下「丙」という。）及び有限会社狛江湯（以下「丁」という。）は、災害時における公衆浴場施設の利用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対し施設利用の協力を要請すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙等に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1） 避難所生活者、自宅の風呂を使用することができない市民等への公衆浴場施設の無償提供
- （2） 生活用水の市民等への無償提供
- （3） その他乙等が協力可能な事項

（協力要請）

第3条 甲は、前条による協力を乙等に要請するときは、協力内容、期間及びその他協力に必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙等は、要請を受けるべき代表者をあらかじめ定めるものとし、甲は、当該代表者に対して要請を行うものとする。

3 乙等は、前項の規定により定めた代表者を変更したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（利用方法）

第4条 甲は、乙等が提供した施設に係る利用時間及び利用方法を遵守し、乙等に損害を与えることのないよう、市民等に十分注意して利用させるよう周知・監督をするものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第2条に規定する協定に要した費用について、次の各号に掲げるとおり負担するものとする。ただし、人件費については無償とする。

- （1） 光熱水費 災害が発生する直前の光熱水費を基礎として算出した額

(2) その他協力に要した費用 甲及び乙等が協議して定めた額

(損害補償)

第6条 第2条に規定する協力に基づき乙等が提供した施設及び乙等が管理する資産が損傷する等、乙等に損害が生じたときは、甲はこれを補償するものとする。この場合において、乙等の従業員等その協力に従事する者（乙等の協力者を含む。）が第2条に規定する協力に関連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用してこれを補償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲はその価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(事故等に係る責任)

第7条 第2条に規定する協力に基づき発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙等は一切責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙等協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙等が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙等記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月20日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川四丁目 5 番 14 号
富の湯
代表者 富永 祥孝

丙 東京都狛江市東野川一丁目 30 番 14 号
お湯どころ野川
代表者 成瀬 隆幸

丁 東京都狛江市東和泉一丁目 12 番 6 号
有限会社 狛江湯
取締役 西川 隆一

【物資等の提供】

63 コメリ災害対策センター 災害時における物資供給に関する協定書

【協定 No. 63】

災害時における物資供給に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害予防又は災害応急対策に必要な物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条に規定する要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、双方の連絡責任者を協定締結後速やかに連絡体制表により指定するものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、 使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

64 大和紙器 災害時における物資の供給に関する協力協定書

【協定 No. 64】

災害時における物資の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対して、品目、数量、納品場所、納期等を文書で要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を乙の可能な範囲で行うものとする。

- （1） 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- （2） 段ボール製簡易ベット
- （3） その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を配送する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時からの情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有し、その期間は平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙 神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

大和紙器株式会社

代表者 代表取締役 小山 克巳

65 京王ストア 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

【協定 No. 65】

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社京王ストア（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4

株式会社 京王ストア

代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

66 小田急商事 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

【協定 No. 66】

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と小田急商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙が提供する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料品、日用品類等とする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までと

し、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成 25 年 9 月 6 日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番33号

小田急商事株式会社

代表者 代表取締役 藤波 教信

67 三和 災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

【協定 No. 67】

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社三和（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

株式会社 三和

代表者 代表取締役 小山 克巳

68 サンドラッグ 災害時における生活物資等の提供に関する協定書

【協定 No. 68】

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグ（以下「乙」という。）は、災害時における日用品及び衛生用品等（以下「生活物資等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な生活物資等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる生活物資等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、生活物資等の供給の必要がある場合は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、生活物資等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 生活物資等の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 生活物資等の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、生活物資等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された生活物資等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては管理部長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都府中市若松町一丁目 38 番 1 号

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 貞方 宏司

69 ココカラファインヘルスケア 災害時における生活物資等の提供に関する協定書

【協定 No. 69】

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「乙」という。）は、災害時における日用品、衛生用品等（以下「生活物資等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な生活物資等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる生活物資等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、生活物資等の供給の必要がある場合は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、生活物資等提供要請書（別記様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、可能な範囲で、他の業務に優先して甲に協力するよう努めるものとする。

（引渡し等）

第5条 生活物資等の引渡場所は、狛江市内の乙の店舗とし、引渡場所からの運搬は原則甲が甲の負担で行うものとする。

2 引渡後の生活物資等に生じた滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、甲の負担とする。

(費用の負担)

第6条 生活物資等の単価は、原則として、災害発生直前における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、生活物資等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された生活物資等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては代表取締役にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

2 甲又は乙は、相手方への1箇月前までの書面通知により、この協定を解約できる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役社長 塚本 厚志

70 狛江市米穀商組合 災害時における米穀の供給に関する協力協定書

【協定 No. 70】

災害時における米穀の供給に関する協力協定書

災害時における米穀の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と狛江市米穀商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する食料の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、米穀の必要数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「数量等」という。）を明確にして、乙に書面で要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、米穀の提供に可能な限り協力するものとし、組合員の店舗に対し、協力内容を通知するものとする。

2 乙は、組合員の店舗別の提供できる数量等を甲に報告し、納入場所への運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 米穀の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに数量等を甲に報告し、米穀代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された米穀代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を

1 年間延長するものとする。

- 2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成 25 年 10 月 1 日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

狛江市東和泉一丁目6番7号

狛江市米穀商組合

代表者 組合長 谷田部 一之

71 ピーシーエムシー 災害時における飲料水等の提供に関する協定書

【協定 No. 71】

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ピーシーエムシー（店舗名称：アクアクララメトロポリタン）（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が製造又は調達可能な飲料水等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、飲料水等の供給の必要がある場合は、乙に対して、飲料水等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、飲料水等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第4条 飲料水等の引渡場所は、乙の狛江プラント（狛江市岩戸北三丁目1番17号）とし、引渡場所からの運搬は原則甲が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、災害時に乙が保有する在庫分については乙の負担とし、乙の負担に係るもの以外については甲の負担とする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生の直前における販売価格とするものとする。

（請求及び支払）

第6条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、飲料水等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された飲料水等の代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては代表取締役にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北三丁目1番17号

株式会社ピーシーエムシー

代表取締役 朝倉 慎

72 東京オストミーセンター 災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定書

【協定 No. 72】

災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定書

狛江市を「市」とし、有限会社 東京オストミーセンターを「事業者」とし、市と事業者間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が行う災害時におけるストーマ装具等の調達業務に対する事業者の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 市は、災害時におけるストーマ装具等の確保を図るため、ストーマ装具等を調達する必要が生じたときは、事業者に対し、協力を要請することができる。

2 市は、前項の要請は、ストーマ装具等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 事業者は、前条の規定に基づき、市から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を市に連絡するものとする。

(ストーマ装具等の範囲)

第4条 市が提供を要請するストーマ装具等の範囲は次のとおりとし、事業者において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となるストーマ装具等
- (2) その他、市が指定するもの

(ストーマ装具等の引取り)

第5条 ストーマ装具等の引取りの場所については、市と事業者が協議し、当該場所において品目及び数量を確認の上、市はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 ストーマ装具等の搬送については、事業者が行うものとする。ただし、事業者の搬送経路の確保について、市は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 市は、事業者の協力により調達されたストーマ装具等の代金は、物資を災害救助法に基づく救助に使用した場合は市が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が、その実費を負担するものとする。

(請求及び支払)

第8条 事業者は、納入後、速やかに品目等を市に報告し、ストーマ装具等の代金及び所要経費を市に請求するものとする。

2 市は、事業者に請求されたストーマ装具等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第9条 市及び事業者は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 市及び事業者は、互いに連絡責任者をおき、市にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、事業者にあっては代表者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第10条 市は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、市及び事業者が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、市及び事業者のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

市と事業者とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月6日

市 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長職務代理者
狛江市副市長 水野 穰

事業者 東京都品川区五反田二丁目10番8-202号
有限会社 東京オストミーセンター
代 表 大村 裕子

73 日本福祉用具供給協会 災害時における介護用品等の供給に関する協定書

【協定 No. 73】

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

狛江市を「甲」とし、一般社団法人 日本福祉用具供給協会を「乙」とし、甲と乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が福祉避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における介護用品等の確保を図るため、介護用品等の供給の必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、介護用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(介護用品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する介護用品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) ベッド
- (2) 車椅子
- (3) 杖
- (4) 歩行器
- (5) エアマット
- (6) マットレス
- (7) ポータブルトイレ
- (8) 吸引器
- (9) その他甲が指定するもの

(介護用品等の引取り)

第5条 介護用品等の引取りの場所については、甲と乙が協議し、当該場所において品目及び数

量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 介護用品等の搬送については乙が行うものとし、搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。ただし、乙の対応が難しい場合、甲が協力して搬送を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙から供給された介護用品等の代金、乙が負担した搬送の経費等甲からの要請に基づく対応に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により購入することができるものとする。

3 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(請求及び支払)

第8条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、介護用品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された経費については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第9条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては東京ブロック事務局と本部事務局の本件管理者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従

事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

令和2年 12月 25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

74 大久保商事 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

【協定 No. 74】

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における契約単価を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市中和泉三丁目29番15号
大久保商事株式会社

代表取締役 大久保 幸二

75 東京コスモ石油協同組合 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

【協定 No. 75】

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号
東京コスモ石油協同組合
狛江一の橋サービスステーション
所 長 夏堀 幸介

76 ニシヤマ 災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

【協定 No. 76】

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における単価契約を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号
株式会社 ニシヤマ
代表取締役 西山 嘉則

77 日産プリンス西東京販売、日産自動車 災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書

【協定 No. 77】

災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書

狛江市（以下「甲」という。）、日産プリンス西東京販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が互いの協力により、狛江市内に大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、指定避難所等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行うことにより、指定避難所等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、給電業務のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、電気自動車の貸与等の協力要請について「別記様式」により、乙に対して、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。

4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が定める使用条件(「リーフモニターについての確認事項」を含む)を守り、安全な場所及び方法で使用する。

(2) 電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡し、対応を協議する。

(賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた店舗の充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(訓練への協力)

第8条 乙及び丙は、甲が実施する給電業務に関する訓練に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に乙及び丙が要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜提供可能範囲において、甲に提供する。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ指定した者が行う。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(細目)

第12条 その他、この協定に関して必要な事項については、細目において定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各者 1 通を保有する。

令和元年 12 月 1 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長

乙 東京都三鷹市下連雀五丁目 9 番 1 3 号
日産プリンス西東京販売株式会社

代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社

首都圏リージョナルセールスオフィス 部長

78 三菱自動車工業、東日本三菱自動車販売 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

【協定 No. 78】

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について災害時における電動車両等の供給要請書（様式第1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の数量・種類について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。た

だし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、狛江市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月14日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都目黒区鷹番1丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

79 トヨタモビリティ東京 災害時における給電車両貸与に関する協定書

【協定 No. 79】

災害時における給電車両貸与に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、地震、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が行う災害対応業務における電力確保について、乙の積極的な協力を得ることにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請方法）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対し、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合には、甲は乙に対し口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

2 乙は、甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して提供できる車両台数が不足する場合には、トヨタ自動車株式会社に対して協力要請を行う等、甲の要請に応えられるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1,500W）のコンセントを装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与される給電車両の車種等について、その指定はできないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し等）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車両、数量等を確認の上で甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写し等の保険内容が確認できる書類を甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、原則、大規模停電等が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合には、甲は速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の日時、場所等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両について、自賠償保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に重過失があると認められる場合を除き、乙の負担で行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合の対応は、甲乙協議の上決定するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したときであって、その損害が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合には、甲は乙に損害を賠償するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、協定締結後速やかに双方の連絡責任者等を記載した協定連絡責任者名簿を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の取組)

第 13 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに 1 年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 11 月 7 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都港区芝浦四丁目 8 番 3 号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 佐藤 康彦

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 様

狛江市長

給電車両貸与要請書

災害時における給電車両貸与に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請する。

記

1 貸与希望日時
年 月 日 時 分

2 要請台数 台

3 貸与希望場所

施設名	住所	担当者	電話番号

4 その他
貸与車両を運転する狛江市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

5 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

80 調布狛江LPガス協同組合 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

【協定 No. 80】

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江LPガス商工組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要し

た費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有

する。

平成 26 年 1 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都調布市国領町五丁目 50 番 1 号
調布狛江 L P ガス商工組合
組合長 戸 坂 哲 也

81 ニシヤマ 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

【協定 No. 81】

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要し

た費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有

する。

平成 26 年 1 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目 19 番 11 号
株式会社ニシヤマ
代表取締役 西 山 嘉 則

82 野村燃料店 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

【協定 No. 82】

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要し

た費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有

する。

平成 26 年 1 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市中和泉五丁目 18 番 26 号
野村燃料店
店 主 野 村 信 夫

83 ユニリビング 災害時における物資供給の協力に関する協定

【協定No. 83】

災害時における物資供給の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ユニリビング（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の確保について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対して、物資の提供及び運搬を要請することができる。

2 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

3 第1項に規定する乙が提供する物資は、別紙のとおりとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定に基づき、乙に対して協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にしたうえで、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、納入後、速やかに提供等を実施した品目等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定に基づく報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（費用の請求）

第7条 乙は、協力業務の完了後、物資代金及び所要の費用（以下「代金等」という。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の狛江店店長にあたる者を当該連絡責任者とする。

（連絡先の交換）

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 千葉県浦安市入船一丁目5番2号

株式会社ユニリビング

代表取締役社長 赤坂 祐一郎

84 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 災害時における量の提供等に関する協定書

【協定No. 84】

災害時における量の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）との間において、災害時における量の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が開設する避難所等に対して、乙が協力して行う量の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、量が必要であると認められる場合は、乙に対して、乙の保有する量の提供を要請すること（以下「提供要請」という。）ができるものとする。

2 乙は、甲から提供要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に対して提供要請するときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における量提供要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日、要請書を提出することができるものとする。

（1）納入日時

（2）納入場所

（3）数量

（4）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により提供要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な量の提供措置（以下「提供措置」という。）を講ずるものとする。

3 量の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（費用）

第4条 乙が甲に提供する量に係る費用（運搬費及び人件費を含む。）は、無償とする。ただし、利用後の処分については、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者、担当者、連絡

先等（以下「連絡先等」という。）を災害時における量の提供に関する協定連絡先（第2号様式）により定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（訓練）

第6条 乙は、本協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、提供措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該提供措置に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月18日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町1-1-5
狛江市
狛 江 市 長 高 橋 都 彦

乙 住 所 埼玉県川越市三光町3-2
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 岡 田 暁 夫

85 狛江市畳工業組合 災害時における畳の提供等に関する協定書

【協定No. 85】

災害時における畳の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市畳工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における畳の提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請する。

- （1）避難所等で利用するための畳の提供及び運搬
- （2）避難所等で利用した後の畳の処理
- （3）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、速やかに甲に報告し、費用等を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（単価等）

第5条 畳の単価は、災害発生直前における小売単価とし、畳の提供及び運搬等にあたり生じた費用は甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲にあつては防災所管課長

の職にあたる者を、乙にあつては乙の本協定の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(情報交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新するとともに、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 東京都狛江市和泉本町1-1-5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町3-23-39

狛江市豊工業組合

組合長 名古屋 英男

86 ロゴスコーポレーション、船山 災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

【協定 No. 86】

災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店（以下「乙」という。）及び船山株式会社 東京本店（以下「丙」という。）は、災害時におけるアウトドア用品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能なアウトドア用品等を丙が迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が丙に供給要請をすることのできるアウトドア用品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給要請）

第3条 甲は、災害時において、アウトドア用品等の供給の必要がある場合は、丙に対して、供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、アウトドア用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 丙は、前項の要請を受けた場合、乙に対して報告し、優先して供給できるアウトドア用品等を調達するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 アウトドア用品等の引渡場所は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 アウトドア用品等の単価は、災害時における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 丙は、アウトドア製品等の引渡し後、速やかにアウトドア製品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、丙に請求されたアウトドア用品等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲、乙及び丙は、それぞれに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当課長にあたる者を、丙にあつては担当課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都渋谷区代々木一丁目 22 番 1 号
代々木 1 丁目ビル 8 階

株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店

常務執行役員 吉田 良治

丙 東京都中央区月島二丁目 20 番 15 号

船山株式会社 東京本店

取締役本店長 多田 奈美

87 ゼンリン 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

【協定 No. 87】

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の各号の事項を目的とする。

- 1 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- 2 甲及び乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）住宅地図 狛江市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2）広域図 狛江市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3）ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- （4）ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- （5）地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWN

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - （1）乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲及び乙が合意した場合を除き有償とする。
 - （2）地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定による地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項の規定による乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲及び乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定による住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲が広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲及び乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上，本協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成 29 年 9 月 19 日

甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

市長 高橋 都彦

乙) 東京都千代田区一丁目 1 番 1 号

株式会社ゼンリン 東京エリア統括部

統括部長 前岡 功成

88 アクティオ 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

【協定 No. 88】

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な非常用電源、照明機器、仮設トイレその他のレンタル資機材（以下「資機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において資機材が必要な場合は、乙に対し資機材の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、レンタル資機材供給協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに乙にレンタル資機材供給協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、資機材を可能な限り優先的に提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力に的確に対応するため、保有資機材の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

3 乙は、道路不通等により資機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（資機材の引渡し）

第4条 資機材の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認の上で引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 資機材の対価及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 資機材の対価及び運搬に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、資機材の引渡し後、速やかに資機材の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては西東京支店長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定の有効期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。この場合において、その後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月10日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号
朝日ビルヂング 7 F

株式会社アクティオ

代表取締役 小沼 直人

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。) 第2条に規定する政令で定める程度の災害又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び前項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（様式第1号）をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の配備と管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤・電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を別表に記載する連絡先へ通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所等情報を別表に記載する連絡先へ通知することとする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲との協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別表に定める試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 7 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都世田谷区太子堂 4-3-4 NTT 世田谷ビル 2 棟 2 階
東日本電信電話株式会社 業務代行
NTT 東日本-東京 サービス運営部
南フィールドサービスセンタ 運営担当課長 川崎 淳一

90 社会福祉法人東京コロニー 防災用品のあっせんに関する協定書

【協定 No. 90】

防災用品のあっせんに関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚と防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品をあっせんすることを目的とする。

（あっせん品目及び価格）

第2条 あっせん品目及び価格は、別表に定めるものとする。

2 あっせん品目及び価格は、甲と乙の協議により、年度途中であっても変更することができるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し、周知する。

（乙の責務）

第4条 あっせん事業における乙の責務は、次のとおりとする。

（1） 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行い、必要がある場合は、甲又は市民等に対してあっせん物品の説明やデモンストレーションを行う。

（2） 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、申込者へ宅配する。なお、配送は狛江市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。

（3） 乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行する。

（4） 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告する。

（5） 申込者の個人情報について、乙は狛江市個人情報保護条例を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第5条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協議）

第6条 この協定書の事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した年度内とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の翌年度の1年間、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保

有する。

平成 28 年 11 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

東京都狛江市

代表者 市長 高橋 都彦

乙 東京都葛飾区金町二丁目 8 番 20 号

社会福祉法人 東京コロニー

代表者 理事 鬼頭 克介

【輸 送】

91 小田急バス 災害時における輸送等の協力に関する協定書

【協定 No. 91】

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と小田急バス株式会社狛江営業所（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か

月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月1日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市中和泉五丁目17番23号
小田急バス株式会社狛江営業所
所長 鈴 木 博 英

92 ベストワーク旅行事業部 災害時におけるバス利用に関する協定書

【協定 No. 92】

災害時におけるバス利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ベストワーク旅行事業部（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の避難所への輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が手配するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。
- (2) 乙が手配するバスを市が指定する場所に避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（災害時の情報提供）

第7条 災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するもの

とする。

(報告)

第8条 乙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(有効の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義が生じた場合、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 調布市国領町三丁目3番20号
よろずやビル202号
株式会社ベストワーク旅行事業部
取締役旅行事業部長 浅香 智子

93 ファン、調布市 災害時等における車両の提供等に関する協定書

【協定 No. 93】

災害時等における車両の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び有限会社ファン（以下「丙」という。）は、災害時等の車両の提供等の協力をするについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市又は調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、丙の所有する車両を、避難者、職員及び物資の運送及び避難施設として利用することにより、災害時の対応を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、災害時等において対応の必要があると判断したときは、丙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- （1）丙が手配する車両により避難者、職員及び物資を甲又は乙が指定する避難所等に運送すること。
- （2）丙が手配する車両を避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 丙は、前条の規定により協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲及び乙は、丙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 丙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

(災害時の情報提供)

第7条 甲、乙及び丙は、災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(報告)

第8条 丙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲又は乙へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲又は乙の協力要請により発生した丙の経費は、甲又は乙の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲又は乙は、丙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、丙に対してその損害を賠償する。

2 丙は、協力業務の実施中に丙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、第3条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合法第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効の期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関し、この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 2 月 8 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1

調布市

調布市長 長友 貴樹

丙 東京都調布市若葉町三丁目 23 番地 6

有限会社ファン

代表取締役 杉山 直也

94 武州交通興業 災害時における輸送等の協力に関する協定書

【協定 No. 94】

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

る。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この

協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目 45 番 19 号
武州交通興業株式会社
代表取締役 馬 場 文 彦

95 イースタンモータース調布 災害時における輸送等の協力に関する協定書

【協定 No. 95】

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とイースタンモータース調布株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都江東区新木場二丁目 4 番 3 号
イースタンモータース調布株式会社
代表取締役 古 知 愛 一 郎

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンキャブ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市西野川一丁目 17 番 3 号
株式会社グリーンキャブ
代表取締役 高 野 公 秀

97 ティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ 災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

【協定 No. 97】

災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難行動要支援者の移送支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、「地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難行動要支援者への支援活動等に対する乙の支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 支援の内容は、災害時における避難行動要支援者の移送等とする。

2 本協定に基づく支援対象者である避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に支援が必要であると認めるときは、支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

2 甲が乙に支援を要請できる範囲は、甲の区域内、又は市内から市外の医療機関等までの間とする。

3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で支援を行うものとする。

（報告及び請求）

第4条 乙は、支援が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、支援の内容等に応じ別紙に定める積算方法により費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求に基づき、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲の要請により、乙が行った支援に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該支援に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事

務組合条例第 19 号) の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該支援に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の義務を免れるものとする。

(災害時の情報共有)

第 6 条 甲及び乙は、支援の実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。この場合において、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

第 7 条 乙は、支援に関わり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定期間)

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 1 箇月前までに甲及び乙のいずれから何らの申出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 狛江市中和泉五丁目 34 番 6 号第一伸和荘 103

ティガリアルエステート株式会社介護事業部
介護タクシーのむつみ部長 千葉 伸嘉

98 アジュリプレイス合同会社アジュリケア 災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

【協定 No. 98】

災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と営利法人アジュリプレイス合同会社アジュリケア（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難行動要支援者の移送支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難行動要支援者への支援活動等に対する乙の支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 支援の内容は、災害時における避難行動要支援者の移送等とする。

2 本協定に基づく支援対象者である避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に支援が必要であると認めるときは、支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

2 甲が乙に支援を要請できる範囲は、狛江市内又は市内から市外の医療機関等までの間とする。

3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で支援を行うものとする。

（報告及び請求）

第4条 乙は、支援が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、支援の内容等に応じ別紙に定める積算方法により費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求に基づき、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲の要請により、乙が行った支援に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該支援に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該支援

に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の義務を免れるものとする。

(災害時の情報共有)

第6条 甲及び乙は、支援の実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。この場合において、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、支援に関わり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙は、甲より提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づいて取扱うこととする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 9月27日

甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 狛江市猪方三丁目 36 番 6 号 河西ビル 3 F

営利法人アジュリプレイス合同会社

アジュリケア

代表社員 物部 伸也

99 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部 災害時における緊急輸送業務に関する協定書

【協定 No. 99】

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な軽貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な軽貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙が提供した車両等の運賃
- （2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- （3）その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、赤帽運賃料金の時間制運賃料金による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては多摩支部長を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成19年9月20日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都小平市回田町19番地4

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部

支部長 佐野 照三

100 東京都トラック協会多摩支部 災害時における緊急輸送業務に関する協定

【協定 No. 100】

災害時における緊急輸送業務に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙が提供した車両等の運賃
- （2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- （3）その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都と一般社団法人東京都トラック協会が締結した災害応急対策用貨物自動車供給契約書による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙

が協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務長にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、自己の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に自己の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この

協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成19年9月20日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年5月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都国立市北三丁目27番11号

東京都トラック協会多摩支部

支部長 星 信久

101 ジェイアール東日本物流狛江物流センター 災害時における協力に関する協定書

【協定 No. 101】

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイアール東日本物流狛江物流センター（以下「乙」という。）は、災害時における協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- （1）乙が管理する施設の賃借
- （2）乙が管理する資機材等の提供
- （3）甲が指定する物資等の配送
- （4）甲が指定する物資等の集積施設の運営又は運営補助
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で、協力業務を実施するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の実施する協力業務に要する費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（報告等）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、甲に対して、その結果等を報告するとともにその費用等を請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用について、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（平常時の相互協力）

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平常時から相互に連携を図るものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡責任者を設置することとし、甲にあつては防災所管課長とし、乙にあつては本協定の担当職にあたる者とする。

2 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新することとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年5月12日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市和泉本町三丁目28番1号

株式会社ジェイアール東日本物流
狛江物流センター

所長 山脇正明

102 ジェイコム東京世田谷局 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

【協定 No. 102】

災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京 世田谷局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市に地震、風水害又は大規模事故災害等が発生、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、乙から次に掲げる事項について、協力を受けることができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、様式1「協力要請書」により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、様式2「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。ただし、「協力実施報告書」による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りでない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

(服務)

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(車両保険の取り扱い)

第9条 乙は、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 別表「協力体制に関する報告書」に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月5日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

市長 松原 俊雄

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号

マーベラス経堂ビル4F

株式会社ジェイコム東京 世田谷局

局長 岡本 幸久

103 佐川急便 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書

【協定 No. 103】

災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、狛江市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入れ及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる狛江市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、狛江市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案して物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(支援物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
 - (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- 2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。
- 3 甲は、前2項の規定により、要請した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(支援物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により支援物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により、報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

- 第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 支援物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定する。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第 10 条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 14 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 4 年 11 月 9 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長

乙 東京都昭島市拝島町4－8－1
佐川急便株式会社 西関東支店
支店長

【情報の収集】

104 各新聞販売店、狛江消防署 災害時における情報収集活動に関する協定

【協定 No. 104】

災害時における情報収集活動に関する協定

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙又は丙から要請があった場合に、次に定める被害状況等の伝達を行うものとする。

- （1） 火災の発生状況
- （2） 建物等の被害状況
- （3） 多数負傷者発生事故状況
- （4） 道路障害状況（消防車両通行の可否）

2 前項に定める伝達の対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

3 第1項に定める伝達の方法は、各配達区域内で収集した情報を、要請があった乙又は丙に伝達するものとする。なお、やむを得ない場合は、直近の乙又は丙に伝達することができる。乙又は丙は甲から被害状況等の伝達を受けたときは、速やかに乙又は丙に対し情報を提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、乙及び丙は甲に対して、被害状況の伝達の協力を要請することができる。

2 甲は、乙又は丙から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第4条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、甲自身が収集又は、乙又は丙から伝達された被害状況等については、加盟販売店

ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

(連絡責任者)

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙丙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、甲の事務局の担当職にあたる者を、乙にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、丙にあっては、警防課長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第7条 第3条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲乙丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成13年12月25日付けで締結した震災時における情報収集活動に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年7月27日

甲 東京都狛江市中和泉五丁目 22 番 3 号
朝日新聞 A S A 狛江
代表 澤登 靖

東京都狛江市岩戸南四丁目 22 番 11 号
朝日新聞 A S A 狛江東部
代表 今井 剛央

東京都狛江市和泉本町二丁目 34 番 9 号
毎日新聞狛江北部
代表 脇坂 一矢

東京都狛江市和泉本町一丁目 6 番 15 号
読売新聞狛江センター
代表 佐藤 洋介

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 高橋 都彦

丙 東京都狛江市和泉本町一丁目 23 番 10 号
東京消防庁狛江消防署長 茂木 茂

105 クライシスマップーズ・ジャパン、調布市 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

【協定 No. 105】

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、狛江市（以下「乙」という。なお、甲と乙をあわせて以下「甲ら」ということがある。）及びNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲らのいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における丙による支援活動及び平時における甲乙丙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 甲らのいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、丙は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（搜索、救助等の特例）における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲らへの提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲らへの提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙丙における協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的活動を行うものとする。

2 丙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲らは、平常時から可能な範囲で丙に協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定する丙への協力を行うにあたり、甲及び乙は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、丙が負担するものとする。

2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

丙 東京都調布市国領町3丁目4番地1

NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン

理事長 古 橋 大 地

災害時における無人航空機を活用した協力体制に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本UAV利用促進協議会（JUAVAC）（以下「乙」という。）とで締結された「無人航空機を活用した災害対応力の強化及び地域課題の解決に向けた相互連携に関する基本協定」（令和4年5月27日締結。以下「基本協定」という。）第2条第1項の規定に基づき、同協定第3条に規定する災害対応力の強化に係る災害時等における無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用の際の協力体制に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の協力体制及び平時における甲乙相互の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。
この場合においては、乙は、本覚書の違反等の責任を負わないものとする。

（協力業務の内容）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害時の対応に必要な映像及び画像等（以下「映像等」という。）の情報収集に関する業務
- （2）被災地図の作成等の災害支援に関する業務
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力要請書（別記様式1）により協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにし、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書で提出するものとする。

（航空法等における許可等）

第5条 乙の活動に際して、航空法に定める特例に該当する場合には航空情報の発行手続きを行うものとし、被害情報の収集を行う場合には飛行許可承認手続きを行うものとする。

2 前項の規定の手続き等については、原則として乙が行うこととする。

(協力業務の実施)

第6条 乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第7条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

(報告)

第8条 乙は、協力業務を完了した場合は、速やかに撮影データを添えて、業務報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 災害発生後概ね1週間程度の期間内において、甲の要請による乙の支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(映像等の所有権)

第10条 本覚書に基づく協力業務による映像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

(協力業務の責任負担)

第11条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体などに損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わないこととする。

(平時の取組)

第12条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員のドローンの活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、本覚書による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(連絡窓口)

第 14 条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより協力業務の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当を定めることとする。

(有効期間)

第 15 条 本覚書は、基本協定の有効期間中は効力を有するものとし、基本協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

(協議)

第 16 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 5 月 27 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長

乙 東京都新宿区四谷一丁目 2 番 3 1
三浜ビル 2 階
一般社団法人日本 UAV 利用促進協議会
(JUAVAC) 本部
株式会社エアーズ
代表取締役社長

107 トキ 災害時等における無人航空機を活用した協力体制に関する協定

【協定 No. 107】

災害時等における無人航空機を活用した協力体制に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社トキ（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用の際の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の協力体制及び平時における甲乙相互の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、特別の理由があるときは、前項の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、本協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力業務の内容）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害時の対応に必要な映像及び画像等（以下「映像等」という。）の情報収集に関する業務
- （2）被災地図の作成等の災害支援に関する業務
- （3）市内のドローン操縦者及び関係団体等との連絡調整
- （4）その他甲が必要と認める業務

（要請方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、災害時等における協力要請書（別記様式1）により、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書で提出するものとする。

（航空法等における許可等）

第5条 乙の活動に際して、航空法に定める特例に該当する場合には航空情報の発行手続きを行うものとし、被害情報の収集を行う場合には飛行許可承認手続きを行うものとする。

2 前項の規定の手続き等については、原則として乙が行うこととする。

（協力業務の実施）

第6条 乙は、協力要請書の提出を受け、協力することができるときは、直ちに協力業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第7条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

(報告)

第8条 乙は、協力業務を完了した場合は、速やかに撮影データを添えて、災害時等における協力報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 災害発生後概ね1週間程度の期間内において、甲の要請による乙の支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(映像等の所有権)

第10条 本協定に基づく協力業務による映像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

(協力業務の責任負担)

第11条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体などに損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わないこととする。

(平時の取組)

第12条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員のドローンの活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、本協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(連絡窓口)

第14条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより協力業

務の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当を定めることとする。

(有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙のいずれからも終了の申出がない場合は、本協定は期間終了の日の翌日から 1 年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 3 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市中和泉二丁目 11 番 8 号
株式会社トキ
代表取締役 相馬 菜穂

【情報の発信】

108 バカン 避難所に係る情報の提供に関する協定書

【協定 No. 108】

避難所に係る情報の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、避難所に係る情報の提供等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難所に係る情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（協力の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、この協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- 1 甲は、避難所に係る情報を乙に提供すること。
- 2 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月6日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番地 5 号

狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

乙 東京都千代田区永田町二丁目 17 番地 3

住友不動産永田町ビル 2 階

株式会社バカン

代表取締役 河 野 剛 進

災害に係る情報発信等に関する協定

狛江市（以下「市」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風、津波その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- （1）ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - （7）市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、市及びヤフーの両者の協議により決定するものとする。
- 3 市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、そ

それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年11月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

110 ジェイコムイースト世田谷局 災害時における災害情報の放送等に関する協定書

【協定No. 110】

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト世田谷局（以下「乙」という。）は、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定めることを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 甲は、災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて要請する。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第5条 前条の規定に関わらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害情報及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて送信することができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(連絡責任者)

第8条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の管轄する局の責任者を当該連絡責任者とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第11条 平成21年4月11日付けで締結した災害時等における狛江市と㈱ジェイコム関東との相互協力に関する協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号
マーベラス経堂ビル1階
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局
局 長 長 瀬 徹

111 ジェイコムイースト世田谷局 防災情報サービスに関する覚書

【協定 No. 111】

防災情報サービスに関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト 世田谷局（以下「乙」という。）とは、狛江市の安心で安全なまちづくりを推進するため、甲が防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し再送信を行うこと（以下「防災情報サービス」という。）に関して、以下の内容を確認し、覚書を締結する。

（防災情報サービス実施の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備（第5条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、防災情報サービスを行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

（提供地域）

第2条 本覚書で合意した防災情報サービスの提供地域は、狛江市内とし、狛江市外の地域に関しては、防災情報サービスを行わないものとする。

（費用）

第3条 本覚書による防災情報サービスの情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で防災情報サービスを提供するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、防災情報サービスを実施するにあたり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、防災情報サービスが実施できなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する防災情報サービスの放送内容に関しては、原則として、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から防災情報サービスの放送内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。ただし、乙の設備の不具合等の事由による場合は、乙が責任を持ってその対応にあたるものとする。

（設備の維持管理）

第5条 甲の設備及び乙の設備は、別紙に規定する。

2 本覚書で合意した防災情報サービスの提供のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の

責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

- 3 乙は、防災情報サービスを適正に運用するために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の承諾を得て、甲の設備に立ち入り点検を実施するものとする。この場合、速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙で合意した事項に関してはこの限りではない。

(有効期限等)

第7条 本覚書の有効期間は、平成27年6月22日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙が、前項の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面で通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲乙協議して定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成27年6月22日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局

局 長

112 東京ガス 狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

【協定No. 112】

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙の依頼に基づく狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給について、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が発生するおそれがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、ガスの安全に関わる事象が発生した場合は、甲に対して狛江市緊急速報発信ツール等による情報発信の依頼（以下「発信の依頼」という。）を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、発信の依頼に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく発信の依頼を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 甲は、前項に規定する発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、発信の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、発信の依頼及び発信の実施に関する連絡を確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者及びその職務は、別に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月12日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都杉並区西荻北五丁目8番地22号
東京瓦斯株式会社 西部支店
支店長 伊 藤 麻 紀 子

113 狛江ラジオ放送 災害時等における情報の放送に関する協定書

【協定No. 113】

災害時等における情報の放送に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、狛江ラジオ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における情報の放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は重大な犯罪が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための放送について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害等情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対して速やかに災害及び重大な犯罪に関する情報（以下「災害等情報」という。）を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、災害時等の放送要請書（別記様式）により、メール又はファクシミリを用いて要請するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の要請があった場合は、通常の番組に優先して災害等情報を放送する。

3 乙は、甲に対して災害等情報の提供を求めることができる。

（放送の内容）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けた放送の形式は、乙の判断によるものとする。

（情報の活用）

第5条 乙は、第2条の規定にかかわらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害等情報について、放送することができるものとする。

（情報発信責任）

第6条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が負う。また、乙が作成した情報に関する責任は、乙が負う。

（市庁舎に設置する放送設備）

第7条 甲は、乙が市庁舎に設置する放送設備（以下「庁舎放送設備」という。）の使用に関して協力する。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、甲が行政財

産の使用を許可した場所において設置する庁舎放送設備の維持及び原状回復に要する費用を負担する。

(放送体制の維持)

第8条 甲及び乙は、乙の施設が災害等により災害等情報の放送ができない場合又は放送設備に不足が生じる場合には、甲の設備を使用し、放送体制の維持に努めるものとする。この場合において、要した費用等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(経費)

第9条 乙は、甲の要請に基づく災害等情報の放送に要する費用を甲に請求しない。

(協力体制の整備)

第10条 災害時等における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、お互いに積極的に協力するよう努めるものとする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(連絡責任者)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては局長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。ただし、乙にあって局長が不在のときは編成担当の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく放送を行うに当たって知り得た機密情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、この協定を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月27日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市中和泉一丁目2番6号
狛江ラジオ放送株式会社
代表取締役 松崎 学

114 東京電力パワーグリッド 狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

【協定 No. 114】

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）を利用した市民への情報発信について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害、事故、乙の所有する電力設備の故障等により、狛江市内において電力の供給に支障が生じ、市民生活の安全に大きな問題が発生する恐れがある場合に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民生活の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙は、狛江市内において、電力の供給に支障が発生した場合は、甲に対して、発生日時、地域、軒数等の情報提供（以下「情報提供」という。）を行うものとする。

2 乙は、甲に情報提供を行った後、復旧見込み時間や電力の供給に支障が発生した原因等が判明した場合は、適宜、情報提供を行うものとする。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく情報提供を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるとき、又は必要がないと認められたときは、この限りでない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、情報提供及び発信の実施が確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡体制を定め、相互に届け出しておくものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲

狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

東京都武蔵野市西久保一丁目 6 番 2 4 号

乙

東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社

支社長 辻 青 子

115 東電タウンプランニング 広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書

【協定 No. 115】

広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、狛江市内における広告付災害時集合場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出にあたり、甲と乙の協力に関し必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の災害時集合場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業等の広告と併せて災害時集合場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3）災害時集合場所 狛江市地域防災計画に基づき市が指定する場所で、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。

（災害時集合場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続を行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）災害時集合場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 甲は、看板に記載する災害時集合場所等案内表示の内容を指定するものとする。

（広告の範囲）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する広告を広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの

(経費等)

第7条 甲は、看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等を負担しないものとし、乙及び広告主が当該経費等を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、その1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番7号
NTB八王子ビル
東電タウンプランニング株式会社

多摩総支社長 望 月 優

【その他】

116 東京都獣医師会多摩東支部、狛江市獣医師会 災害時における動物救護活動に関する協定書

【協定 No. 116】

災害時における動物救護活動に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部及び公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部狛江地区防災担当部狛江市獣医師会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における飼育動物に対する救護活動（以下「活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害の発生に際し、狛江市内で甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（飼育動物）

第2条 この協定における飼育動物とは、当該被災地域内の一般家庭で飼育されている犬、猫及びその他小動物等の愛玩動物（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年条例第4号）第10条に規定する特定動物等及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に定める特定外来生物を除く。）をいう。

（動物救護所の設置）

第3条 甲は、被災動物及び飼主不明動物の保護収容をするため、動物救護所を設置するものとする。

2 前項の設置に関して、乙は、適切な助言等の協力をするものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、活動の要請が必要であると認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、災害の状況により口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付することができる。

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

（協力業務の内容）

第6条 乙の協力業務内容は、次のとおりとする。

（1）被災動物の応急処置

- (2) 飼い主不明動物の保護及び個体識別
- (3) 受入可能な病院又は施設の選定、転送の要否決定及び連絡
- (4) 動物の死亡確認

(活動終了報告)

第7条 乙は救護活動が終了した後、速やかに甲に対して動物救護活動終了報告書(第2号様式)により救護活動に関する報告を行うものとする。

(費用の弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が動物救護本部における活動を実施した場合に次の各号に規定する事項に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償

(損害賠償)

第9条 第4条の規定に基づき甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために負傷し、疾病にかかり若しくは死亡し、又は障害の状態になったときは、甲は、乙と協議のうえ、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害賠償を東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて行うものとする。

(活動の停止)

第10条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したとき、又は活動が極めて困難若しくは不可能と認める場合は、甲と協議して活動を停止することができる。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定を実施するために、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結から当年度3月31日までとする。ただし、協定期限満了の日1月前までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間自動更新されるものとし、以降同様とする。

平成25年3月15日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

代表者 狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都国分寺市東元町 1 丁目 38 番地 47 号
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 木 村 譲

東京都狛江市東野川二丁目 21 番 14 号
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
狛江地区防災担当部
狛江市獣医師会

代表者 会 長 岩 田 壮 治

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において地震、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生により、甲に災害対策本部が設置された場合（以下「災害時」という。）に、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した際に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について乙に要請する。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車、霊きゅう車等による埋火葬場等への遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。ただし、次条において甲が協力を要請した期日若しくは期間を超えた場合又は超える見込みがある場合は、改めて協力を要請する期日若しくは期間を甲及び乙で協議をするものとする。

（協力業務の要請方法）

第3条 前条に規定する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請を行った担当者の氏名等
- （2）要請の内容
- （3）要請の理由
- （4）履行の場所
- （5）協力を要請する期日又は期間
- （6）その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、次の各号に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告する。

- （1）実施業務内容
- （2）遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の使用数量並びに当該作業の従事者

(3) 遺体安置等に使用した施設（葬儀式場等）

(4) 作業をした期日又は期間

(5) その他必要と認められる事項

(経費の負担)

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担する。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、原則として一括して行う。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行ったときは、乙は、その経費について当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定による請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

(価格の決定)

第8条 遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に基づく基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援態勢及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局又は株式会社沖田ダイイチの担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第12条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、第10条に規定する連絡責任者及びこの協定により協力業務を行うことができる乙の会員名簿を、甲に通知する。第15条の規定により、この協定の有効期間を更新したときもまた同様とする。

(補償)

第14条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償

を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年8月8日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都三鷹市上連雀二丁目5番15号
東京多摩葬祭業協同組合
代表者 理事長 金 子 重 明

災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払う

ものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市東野川二丁目14番2号
株式会社加藤商事
代表取締役 加藤 敬

119 日本衛生興業 災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

【協定 No. 119】

災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払う

ものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都世田谷区砧五丁目1番1号
日本衛生興業株式会社
代表取締役 河原満良

120 狛江市社会福祉協議会 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

【協定No. 120】

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、ボランティア活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（活動拠点）

第2条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲は乙に対して次の各号に関する協力を要請するものとする。

- （1） ボランティアセンターの設置、運営に関すること。
- （2） 避難所、福祉避難所等における被災者、避難者の救護救援活動に関すること。
- （3） 救助物資の配分等に関すること。
- （4） ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- （5） その他ボランティア活動に関して必要と認められること。

（協力の要請）

第4条 前条の要請は、日時・場所・協力内容を明記して、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づき必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した費用

は甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(ボランティアの養成)

第7条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

(関係機関等との協力体制)

第8条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第9条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に確保するものとする。

(訓練等)

第10条 甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、互いに積極的に協力するよう努めなければならない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡体制)

第12条 第3条に規定する協力を円滑に行うために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月29日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
会 長 高 木 光

121 狹江市社会福祉協議会 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

【協定 No. 121】

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 協定書第2条の活動拠点「あいとぴあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対福祉保健部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとぴあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 2 協定書第4条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第6条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 4 協定書第7条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う市へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第9条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 6 協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 7 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

付 則

この取扱い基準は、平成26年4月1日から施行する。

122 東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

【協定 No. 122】

災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における民間賃貸住宅の情報提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、民間賃貸住宅の情報提供等の協力を要請する。

2 甲は、前項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、前条に定める要請があった場合、可能な範囲で甲に協力する。

2 乙は、本協定に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）から収集した民間賃貸住宅に関する情報又は協力会員の名簿等に関する情報について、甲に対して提供する。

3 乙は、平時から乙の会員に対して、本協定の周知を図る等、体制の整備に努めるとともに、災害時等においては、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡責任者等を定め、緊急連絡先等に関する情報を交換するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成28年 9 月13日

甲 東京都狛江市和泉本町 1 - 1 - 5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都調布市国領町 1 -46-15

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部

支 部 長 齊藤 仁志

123 東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部 災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

【協定 No. 123】

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図るために乙が行う理容サービス業務（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（協力業務の内容）

第3条 乙の協力業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に規定する理容とする。

2 前項の規定にかかわらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、協力業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（協力業務の提供者）

第4条 協力業務の提供者は、理容師法第5条の2に規定する理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（協力業務を受けることができる者）

第5条 協力業務の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- （1） 避難所に避難している者。ただし、既に就労している者を除く。
- （2） 避難所に避難している者のうち、身体的理由により理容所へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が長期化している者

（協力の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し協力業務の提供を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものと

する。

- 3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

(要請方法)

第7条 前条の要請は、原則として理容サービス業務の提供要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに理容サービス業務の提供要請書を提出するものとする。

(協力業務の報告)

第8条 乙は、協力業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第10条 乙の協力業務の提供に係る費用は無料とする。ただし、化粧品等の消耗品(以下「消耗品」という。)に係る費用は甲の負担とする。

- 2 前項に規定する費用の額は、当該消耗品の災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品に係る費用を明細書添付のうえ請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の交換)

第12条 第3条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかか

り、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（損害賠償）

第 15 条 甲は、その責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（旧協定書の廃止）

第 17 条 平成 21 年 4 月 1 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

狛江市和泉本町四丁目 7 番 27－105 号

乙 東京都理容生活衛生同業組合

多摩府中南支部

狛江地区長 関 幸 一

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合
多摩府中南支部狛江地区長 様

狛江市災害対策本部長
狛江市長

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業 務 内 容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備 考	

【連絡先】

狛江市災害対策本部 _____ 部
_____ 課・班

担 当 _____
電 話 _____ (_____)
F A X _____ (_____)
メー ル _____

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長
狛江市長

あて

東京都理容生活衛生同業組合
多摩府中南支部狛江地区長

年 月 日付け理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
実 施 場 所		
業務提供を受けた人数 及 び 業 務 別 内 訳	人	
	1 散 髪	うち 人
	2 洗 髪	うち 人
	3 顔剃り	うち 人
業 務 提 供 者	住所	氏名
備 考		

担 当 _____
電 話 () _____
FAX () _____
メール _____

124 東京都行政書士会調布支部 災害時における被災者支援に関する協定書

【協定No. 124】

災害時における被災者支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）被災者の生活再建を図るための総合的な相談
- （2）被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること。
- （3）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談の対象は、次に掲げる者とする。

- （1）災害により被害を受けた狛江市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に規定する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談の報告を甲から求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、相談者からは報酬を受け取らないものとする。

(消耗品の費用負担)

第9条 乙が行政書士業務相談を行うに当たり、要した消耗品に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(消耗品費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、業務終了後、速やかに前条2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した行政書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を定めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月26日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長

乙 東京都調布市仙川町一丁目 7 番地 1
ライブスクエア仙川 202
東京都行政書士会調布支部
支 部 長

125 旭化工、つくば商会 災害時におけるクリーニング等の協力に関する協定書

【協定 No. 125】

災害時におけるクリーニング等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社旭化工（以下「乙」という。）及び株式会社つくば商会（以下「丙」という。）は、災害時におけるクリーニング等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙及び丙による協力等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙の協力業務は、次に掲げる事項とする。

- （1）甲が指定する支援物資（衣服）の配送
- （2）甲が指定する避難所施設で使用するアルコール等薬品の提供及び運搬
- （3）甲が指定する廃棄物の収集及び運搬
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

3 丙の協力業務は、次に掲げる事項とする。

- （1）甲が指定する支援物資（衣服）の分別及びクリーニング
- （2）甲が指定する避難所施設の閉鎖後の清掃及び消臭
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲及び丙が必要と認める事項

4 乙及び丙は、前2項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で協力業務を実施するものとする。

（要請方法）

第3条 前条第1項の規定による要請は、内容、場所、日時等を示した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙及び丙の実施する協力業務に要する費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な費用を基準として、甲が乙又は丙と協議して決定するものとする。

（報告等）

第5条 乙及び丙は、協力業務が完了したときは、甲に対してその結果等を報告するとともに前条に規定する費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により費用の請求があったときは、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（平常時の相互協力）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定が円滑に運用されるように、平常時から相互に連携を図るものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡責任者を設置することとし、甲にあっては防災所管課長とし、乙及び丙にあっては本協定の担当職にあたる者とする。

2 甲、乙及び丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新することとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和4年4月8日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長

乙 東京都狛江市東野川一丁目5番21号
株式会社旭化工
代表取締役社長

丙 東京都狛江市東和泉一丁目34番22号
株式会社つくば商会
代表取締役

126 ハーティネス狛江 災害時における狛江市とハーティネス狛江との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

【協定 No. 126】

災害時における狛江市とハーティネス狛江との 要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とハーティネス狛江（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う市内の在宅サービス利用者の安否の確認、在宅サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生したときは、在宅サービスを利用する市内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否を確認するものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲に報告するものとする。

3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。

4 乙は、災害が発生したときは、利用者の避難所への避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第4条 甲は、前条第2項の規定により報告された内容により、必要に応じて、利用者の居宅又は避難所等で、居宅介護支援、訪問介護（以下「訪問サービス」という。）の提供を乙へ要請する。

2 乙は、甲から要請があったときは、甲が開設する福祉避難所等における訪問サービスの提供に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、事業者が前条に規定する訪問サービスに要した経費（介護保険法（平成12年法律第123号）第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第6条 訪問サービスの提供に従事した事業者の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、甲が、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策

について協議し、別途、定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条に規定する安否確認等及び第4条規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

別記

- 1 報告年月日及び報告時刻
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- 5 使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
- 6 安否確認（連絡）できていない利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 7 安否確認（連絡）できた利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 8 訪問サービスの提供が可能な者
（契約している利用者氏名、住所）
- 9 利用者以外の訪問サービス提供可能人数

上記の協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 13 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川四丁目 27 番 3 号

株式会社 Ooitto
ハーティネス狛江

代表取締役 大内 陽人

【風水害時限定の協定】

127 東京都 水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書

【協定 No. 127】

水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書

狛江市長を「甲」とし、東京都知事を「乙」とし、甲乙の間において、「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する要綱」（令和2年6月10日2住経企第189号。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、水害時に甲の地域防災計画で指定する避難場所等に住民が避難する時間的余裕がない場合、甲が乙の管理する都営住宅等（要綱第1条の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の空き住戸を緊急避難先として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（提供住戸）

第2 乙は、毎年度、甲から依頼のある地域の都営住宅等の空き住戸のうち、入居予定のある住戸や、補修予定又は補修中の住戸等、都営住宅等の管理に支障がある空き住戸を除き、水害時に緊急避難先として使用可能な住戸のリストを提供する。

（緊急避難先としての使用要請）

第3 甲は、当該区市町において都営住宅等及びその周辺で浸水が発生する恐れがあると判断した場合は、乙に都営住宅等の空き住戸の使用を要請することができる。

2 甲は、緊急避難先として使用する場合、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可申請書を乙に提出しなければならない。

3 乙は、前項の申請があった場合、使用を許可するときは、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可書により甲に通知する。

4 鍵の引渡しの手続及び使用許可の手続の詳細は別途定める。

（緊急避難先としての使用）

第4 提供住戸の解錠、清掃、住民への周知、誘導、安全管理、運営等、緊急避難先としての管理については甲の責任において行うものとする。提供住戸内の修繕や清掃の状況に起因する損害については、乙は何ら責任を負わない。

2 緊急避難先として使用するに当たって、水道、電気その他備品等が必要な場合は甲が手配する。

（費用の負担）

第5 提供住戸の使用料は免除するが、緊急避難先としての使用に当たって発生した費用については、すべて甲の負担とする。

（緊急避難先としての使用の終了）

第6 本避難先の使用は緊急かつ一時的なものであり、水が引いて、本来の避難場所等への移転等が可能になった場合は、甲は、速やかに緊急避難先使用者を本来の避難場所等に移転させる等、緊急避難先としての使用を、最小限の期間で終了させなければならない。

2 緊急避難先としての使用が終了した場合は、甲は、速やかに原状回復（浸水そのものによる損傷を除く）の上、要綱に定める住宅返還届を提出しなければならない。なお、原状回復に要する費用は甲の負担とする。

3 鍵の返却の手続は別途定める。

（禁止事項）

第7 甲は、提供を受けた住戸について、緊急避難先以外の用途に使用してはならない。

2 甲は、提供を受けた住戸においては、ガスを使用してはならない。

（損害金等）

第8 乙は、一時使用許可の満了日までに鍵が返却されない場合は、損害金として、一時使

用許可の満了日の翌日から鍵の返却を行う日までの期間について、近傍同種家賃等（東京都営住宅については、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）第12条第4項の規定により定められた額を、福祉住宅については東京都福祉住宅条例（昭和35年東京都条例第38号）第10条に定める使用料の上限額を、地域特別賃貸住宅については、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和63年東京都条例第103号）第11条第1項に定める使用料を、特定公共賃貸住宅については、東京都特定公共賃貸住宅条例（平成5年東京都条例第65号）第11条第1項に定める使用料をいう。）を、甲に請求することができる。

2 緊急避難先の運営に当たって発生した事故等による損害は、すべて甲の負担とする。

（協議）

第9 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年7月28日

（甲） 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

（乙） 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

128 調布市、三鷹市、府中市、株式会社東京スタジアム 緊急時避難場所施設利用に関する協定書

【協定 No. 128】

緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、株式会社東京スタジアムを「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が戊の管理運営する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の管理運営する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の管理運営する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	最大駐車可能台数
味の素スタジアム	味の素スタジアム本体下駐車場及び北側駐車場（別図のとおり）	745 台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時においては、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

（緊急時避難場所の開設）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする際は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

（緊急時避難場所として利用できる施設の周知）

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 緊急時避難場所の管理運営に係る費用(駐車場利用料金を含む。)、戊に生じた損害(施設内における器物損壊等)等は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。

2 前項の場合における費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。

(緊急時避難場所解消への努力)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を閉鎖するに当たり、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対しその旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからでも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月1日

東京都調布市小島町二丁目3番地1
甲 調布市
調布市長 長 友 貴 樹

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
乙 三鷹市
三鷹市長 河 村 孝

東京都府中市宮西町二丁目2番地
丙 府中市
府中市長 高 野 律 雄

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
丁 狛江市
狛江市長 松 原 俊 雄

東京都調布市西町376番番地3
戊 株式会社東京スタジアム
代表取締役社長 相 場 淳 司

129 調布市、三鷹市、府中市、東京都 緊急時避難場所施設利用に関する協定書

【協定 No. 129】

緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、東京都を「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊の所有する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の所有する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の所有する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	使用床面積等
武蔵野の森 総合スポーツプラザ	サブアリーナ	1, 800 m ²
	一般駐車場	134台 (開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。)
東京都パラスポーツトレーニングセンター	多目的室	186 m ²
	会議室 (運営職員待機場所)	49 m ²

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時においては、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

（緊急時避難場所の開設）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする場合は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

（緊急時避難場所として利用できる施設の周知）

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時避難場所の管理）

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

4 緊急時避難場所を閉鎖する場合、当該施設を利用している者は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第12条 本件施設の指定緊急避難場所としての使用料（駐車料金を除く。）は無償とする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用及び管理運営に付随して発生する費用（戊の責めに帰すべき費用を除く）については、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。なお、費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙及び丁と戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。ただし、水害の状況等により、期間を延長する必要がある場合は、甲、乙、丙及び丁と戊が別途協議するものとする。

（緊急時避難場所解消への努力）

第 14 条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第 15 条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対し、その旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第 16 条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第 17 条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。

2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからでも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

東京都調布市小島町二丁目 3 5 番地 1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

乙 三鷹市

三鷹市長 河 村 孝

東京都府中市宮西町二丁目 2 4 番地

丙 府中市

府中市長 高 野 律 雄

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

丁 狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
戊 東京都
東京知事 小 池 百合子

130 N T T東日本、調布市 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

【協定 No. 130】

風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、狛江市を「乙」、東日本電信電話株式会社を「丙」とし、甲、乙及び丙の間において、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。)において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害の種別)

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

(利用範囲)

第3条 甲及び乙が、丙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設(以下「本件施設」という。)の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
N T T中央研修センタ	調布市入間町 一丁目 44 番	武道館	622.08 m ²
		7号館横駐車場	駐車台数 25 台

(目的外利用の禁止)

第4条 甲及び乙は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

(情報の交換)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 丙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲及び乙に報告する。

(連絡担当者等の指定)

第6条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、災害時において速やかに相互に連絡を取るものとし、丙との連絡調整は甲が行うものとする。

3 甲、乙及び丙は、第1項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

第7条 甲及び乙は、災害時において、緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合には、開設の時期等について相互に調整した上で、甲及び乙を代表して甲が開設の要請を行

うものとする。

- 2 丙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲及び乙は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲及び乙は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

- 第10条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営について、丙は甲及び乙に協力するものとする。
 - 3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲及び乙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

- 第11条 甲及び乙は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者(以下「避難者」という。)に対し、第3条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 丙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。
 - 3 第3条の利用範囲のうち武道館内は、土足禁止とする。

(費用負担)

- 第12条 丙は、第3条に定める本件施設を甲及び乙に無償で利用させるものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は丙が負担するものとする。
 - 3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲及び乙が負担するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から2日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙は、丙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第14条 甲及び乙は、丙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第15条 甲及び乙は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、丙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すも

のとする。

(情報の不開示)

第 16 条 甲及び乙は、本協定で知り得た丙に関する情報を、第三者に提供してはならない。
ただし、丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、丙と協議の上、定めるものとする。この場合において、丙との協議は、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。

2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからでも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 1 日

甲 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 松 原 俊 雄

丙 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
東日本電信電話株式会社
総務人事部長 熊 谷 敏 昌

『参考資料』

1 狛江市防災会議委員名簿

【参考資料 No. 1】

狛江市防災会議委員名簿

(令和7年2月1日現在)

区分	氏名	職名等
会長	松原 俊雄	狛江市長
委員	佐々木 昇平	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長
	出戸 剛	東京都建設局北多摩南部建設事務所長
	田原 なるみ	東京都保健医療局多摩府中保健所長
	野澤 光徳	東京都水道局多摩給水管理事務所長
	宮坂 信孝	警視庁調布警察署長
	尾崎 純	東京消防庁狛江消防署長
	大津 喜一	狛江市消防団長
	千葉 篤	日本郵便株式会社狛江郵便局長
	米沢 忠大	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
	矢田 照博	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社長
	宇賀神 俊介	東京ガス株式会社東京西支店長
	遊佐 善樹	小田急電鉄株式会社成城学園前管区長
	小町 富三夫	狛江市防災会長
	清水 豊子	狛江市赤十字奉仕団 委員長
	大矢 美枝子	狛江女性防火の会 会長
	重川 希志依	常葉大学 名誉教授
	原 章彦	狛江市医師会 公衆衛生担当理事（防災担当）
	石橋 達哉	小田急バス株式会社狛江営業所長
	山野 将太	陸上自衛隊 練馬駐屯地 第一後方支援連隊 第一整備大隊長
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会長
	伊東 伸夫	狛江市薬剤師会副会長
	高木 光	狛江市社会福祉協議会長
	三角 佐智子	狛江市民生委員児童委員協議会 代表会長
	向井 努	人権擁護委員
	新井 和子	園児交通安全防犯連絡会
	綾田 結貴	狛江市立学校 PTA 連合会
	峰 隆志	東京慈恵会医科大学附属第三病院 事務部長
	平林 浩一	狛江市副市長
	柏原 聖子	狛江市教育委員会 教育長

2 地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地

【参考資料 No. 2】

地下施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地

(令和7年2月1日現在)

区分	施設名		住所	浸水想定区域	
				多摩川	野川
施設地下	1	狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目2番1号	○	-
	2	エコルマ1ビル	元和泉一丁目2番1号	○	-
幼児関係	1	狛江市私立狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目14番8号	○	-
	2	狛江市私立狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目14番1号	○	○
	3	狛江市私立子鹿幼稚園	東野川三丁目17番1号	-	○
乳児関係	1	家庭福祉員（保育ママ）白川佳子	駒井町三丁目32番17号	○	○
	2	家庭福祉員（保育ママ）柳沢芳子	東和泉一丁目26番19号	○	○
	3	狛江市私立いずみの森保育園	元和泉一丁目10番10号	○	-
	4	狛江市私立いずみ保育園	岩戸北一丁目1番12号	○	○
	5	狛江市私立ぎんきょう保育園	東和泉一丁目34番25号	○	-
	6	狛江市私立グローバルキッズ狛江園	中和泉三丁目19番14号	○	-
	7	狛江市私立ベネッセ狛江南保育園	岩戸北三丁目23番8号	○	○
	8	狛江市私立めぐみの森保育園	中和泉三丁目12番6号	○	-
	9	狛江市私立駒井町みんなの家	駒井町三丁目36番1号	○	○
	10	狛江市私立狛江ちとせ保育園	東和泉一丁目35番10号	○	-
	11	狛江市私立狛江子どもの家	和泉本町一丁目36番4号	○	-
	12	狛江市私立狛江保育園	西野川四丁目12番1号	-	○
	13	狛江市私立多摩川保育園	西和泉一丁目5番1号	○	-
	14	狛江市私立虹のひかり保育園	東和泉一丁目32番18号	○	-
	15	狛江市私立木下の保育園 元和泉	元和泉一丁目19番4号	○	-
	16	狛江市立駒井保育園	駒井町二丁目28番6号	○	○
	17	狛江市立三島保育園	東野川一丁目32番2号	-	○
	18	狛江市立駄倉保育園	岩戸北三丁目20番2号	○	○
	19	ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉一丁目3番15号	○	○
	20	フレンドキッズランドこまえ	岩戸南四丁目22番7号	○	○
	21	一の橋赤ちゃんの家	駒井町一丁目15番32号	○	○
	22	狛江すずらん保育園	岩戸北三丁目14番23号	○	-

区分	施設名		住所	浸水想定区域	
				多摩川	野川
乳児関係	23	一の橋こどもの家	岩戸南一丁目3番12号	○	-
	24	木下の保育園 狛江	元和泉一丁目1番2号	○	-
	25	木下の保育園 和泉多摩川	東和泉四丁目2番3号	○	-
	26	パイオニアキッズ西野川園	西野川二丁目4番15号	-	○
障がい者関係	1	A C C たまがわ	狛江市内	○	-
	2	A T L I F E 調布・狛江 A T L I F E 狛江Ⅰ	狛江市内	○	○
	3	A T L I F E 調布・狛江 A T L I F E 狛江Ⅱ	狛江市内	○	-
	4	グループホーム朋1	狛江市内	-	○
	5	グループホーム朋2	狛江市内	○	-
	6	ミライハウス岩戸北	岩戸北三丁目16番2号	○	○
	7	ミライハウス元和泉	元和泉二丁目16番11号	○	-
	8	ケアホームほっとわん	中和泉五丁目19番17号	○	-
	9	パンダ	中和泉三丁目24番28号	○	-
	10	ライフケアさんさん	元和泉一丁目15番16号	○	-
	11	多摩地域生活支援センターいずみ寮	和泉本町一丁目11番1号	○	○
	12	多摩地域生活支援センターこまえ寮	岩戸南三丁目26番15号	○	○
	13	あったかホームいぶき	中和泉三丁目16番9号	○	
	14	あおぞら障がい者グループホーム	中和泉二丁目20番3号	○	
	15	グループホームえだまめ	中和泉三丁目23番23号	○	
児童施設	1	西野川こどもクラブ	西野川二丁目4番15号	-	○
	2	和泉児童館	中和泉三丁目12番6号	○	-
	3	岩戸児童センター	岩戸南三丁目15番1号	○	○
	4	北部（こまっこ）児童館	和泉本町三丁目31番19号	-	○
	5	駒井学童保育所	駒井町一丁目21番6号	○	-
	6	猪方学童保育所	猪方一丁目11番2号	○	○
	7	東野川学童保育所	東野川一丁目6番3号	-	○
	8	第一小学校小学生クラブ	和泉本町一丁目37番1号 第一小学校内	○	-
	9	第三小学校放課後クラブ	猪方一丁目11番1号 第三小学校内	○	○

区分	施設名		住所	浸水想定区域	
				多摩川	野川
児童施設	10	第五小学校放課後クラブ	東野川一丁目 36 番 13 号 第五小学校隣接	-	○
	11	第六小学校放課後クラブ	駒井町一丁目 21 番 1 号 第六小学校内	○	-
	12	和泉小学校小学生クラブ	中和泉三丁目 34 番 12 号 和泉小学校隣接	○	-
	13	寺前小学生クラブ	元和泉一丁目 23 番 3 号	○	-
	14	猪方みんなの家こどもクラブ	猪方二丁目 11 番 16 号	○	-
高齢者関係	1	イリーゼ狛江・別邸	東野川一丁目 32 番 5 号	-	○
	2	グループホームのどか	猪方三丁目 10 番 6 号	○	-
	3	こまえ苑	岩戸南四丁目 17 番 17 号	○	○
	4	セニア狛江	岩戸南四丁目 15 番 11 号	○	○
	5	そんぼの家狛江	西野川二丁目 4 番 1 号	-	○
	6	チャーム狛江	西野川一丁目 14 番 7 号	-	○
	7	ニチイケアセンターいずみこまえ	中和泉一丁目 20 番 3 号	○	-
	8	メディカルホームグランド狛江参番館	西野川二丁目 33 番 21 号	-	○
	9	リハビリホームグランド狛江弐番館	和泉本町一丁目 4 番 2 号	○	○
	10	狛江共生の家・多摩	駒井町一丁目 1 番 2 号	○	-
	11	有料老人ホームサニーライフ狛江	猪方三丁目 36 番 5 号	○	-
	12	こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅	西野川二丁目 27 番 31 号	○	-
学校関係	1	狛江市立狛江第一小学校	和泉本町一丁目 37 番 1 号	○	-
	2	狛江市立狛江第一中学校	和泉本町二丁目 15 番 1 号	-	○
	3	狛江市立狛江第五小学校	東野川一丁目 35 番 13 号	-	○
	4	狛江市立狛江第三小学校	猪方一丁目 11 番 1 号	○	○
	5	狛江市立狛江第三中学校	元和泉一丁目 23 番 1 号	○	-
	6	狛江市立狛江第二中学校	猪方二丁目 7 番 1 号	○	-
	7	狛江市立狛江第六小学校	駒井町一丁目 21 番 1 号	○	-
	8	狛江市立和泉小学校	中和泉三丁目 33 番 1 号	○	-
	9	都立狛江高等学校	元和泉三丁目 9 番 1 号	○	-
関係医療	1	保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目 21 番 3 号	○	-

登録番号（刊行物番号）

R 6－45

狛江市地域防災計画（令和 7 年修正）＜資料編＞

令和 7 年 2 月発行

発 行	狛江市防災会議
編 集	狛江市総務部安心安全課
	狛江市和泉本町 1－1－5
	電話 03-3430-1111

印 刷	庁内印刷
-----	------

頒布価格	550 円
------	-------